

## 第2次 宇都宮市子ども読書活動推進計画

もっと。ずっと。グンと。  
読書を通じて育む“豊かな心”と“人との絆”  
「子ども読書のまち宇都宮」を目指して



平成21年2月

宇都宮市・宇都宮市教育委員会



# 目 次

<b>序章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 子どもの読書活動の意義 .....	1
2 計画策定の背景 .....	1
(1) 子どもの読書活動の状況 .....	1
(2) 第1次計画以降の国及び県の動向 .....	2
3 計画の目的 .....	2
4 計画の位置付け .....	3
5 計画の対象 .....	3
6 計画の期間 .....	3
<b>第1章 これまでの取組と課題</b> .....	<b>4</b>
1 第1次計画での取組 .....	4
(1) 第1次計画の事業の取組状況 .....	4
(2) 第1次計画の指標の達成状況 .....	5
(3) 本市における子どもの読書活動について .....	7
2 第1次計画の課題 .....	11
3 第1次計画の成果と課題のまとめ .....	11
<b>第2章 基本的な考え方</b> .....	<b>12</b>
1 基本目標 .....	12
2 計画の指標 .....	13
3 基本方針 .....	16
◎第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画の施策の体系 .....	17
4 重点テーマと重点事業 .....	18
<b>第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策</b> .....	<b>21</b>
I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進 .....	21
1 家庭における子どもの読書活動の推進 .....	21
2 地域における子どもの読書活動の推進 .....	22
(1) 市図書館における子どもの読書活動の推進 .....	22
(2) 市図書館の整備・充実 .....	24
(3) 社会教育施設等における読書のきっかけづくりの推進 .....	26
(4) 地域住民等による子どもの読書関連活動への支援 .....	27
3 学校等における子どもの読書活動の推進 .....	29
(1) 学校における子どもの読書習慣の形成 .....	29
(2) 学校図書館の整備・充実 .....	30
(3) 保育所・幼稚園・子どもの家等における子どもの読書活動の推進 .....	32

Ⅱ	子どもの読書活動の推進体制整備と普及啓発活動の推進	34
1	子どもの読書活動推進体制の整備	34
	(1) 市図書館・学校図書館等の連携の強化	34
	(2) 読書ボランティアや民間団体等の連携・協力の促進	35
	(3) 行政における推進体制の整備	36
2	子どもの読書活動の普及啓発の推進	37
	(1) 各種関連情報の収集提供	37
	(2) 総合的な啓発活動の推進	38

## 第4章 計画の効果的な推進のために ..... 39

◎第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画計上事業一覧	40
---------------------------	----



## 序章 計画の策定にあたって

### 1 子どもの読書活動の意義

子どもにとって本を読むこととは、単に言葉を理解し文を読めるということではありません。優れた本の中に描かれた物語は、多様な現実を体験する機会の乏しい現代の子どもにとって、「読書による体験」として深く心に刻まれ、想像力を育み、人生の困難に出会ったときに生きる力になります。この「本の中に描かれた物語を理解する想像力」は、子どもの時からの力のある本との出会いによって育まれることにより、年齢を経るにつれより深い読書体験へとつながっていきます。

子どもが豊かな読書体験をしていくためには、乳幼児期からの絵本とのかかわりや、昔話や物語に親しむ機会を持つことに加え、大人が、多種多様な本の中から、質の高い優れた本を子どもに手渡し、読書の楽しみを伝えていくことが重要になってきます。そのためにも、家庭・地域・学校・図書館等が連携・協力して子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

#### ◆読書の持つ効果とは◆

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。

### 2 計画策定の背景

#### (1) 子どもの読書活動の状況

##### ア. 子どもの読書活動をめぐる動き

近年我が国の子どもの「読書離れ」が指摘される中、読書のもつ価値を認識し、子どもの読書活動を支援するため、国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定めました。この法律に基づき、平成14年に国が「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を、栃木県が平成16年2月に「栃木県子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を支援する動きが活発化しました。

本市でも、児童生徒の1か月の読書量が全国平均を下回るなどの課題を踏まえ、子どもが読書に親しむきっかけづくりと読書の習慣づくりへの取組を進めるため、平成16年7月に「宇都宮市子ども読書活動推進計画」（以下、第1次計画という。）を策定し、子どもの読書をめぐる環境の整備や人材の育成等を推進してきました。

##### イ. 情報化社会の進展

テレビ、ビデオ・DVD、インターネット、携帯電話などを媒介とし、子どもでも大量の情報を手軽に利用できるなど情報化が進みましたが、利便性が向上した反面、膨大で雑多な情報の洪水に子どもがさらされる危険も伴っています。また、テレビやゲームなどに時間を費やすことによる実体験の不足や、子どもの発達に及ぼす影響などが懸念されています。

## (2) 第1次計画以降の国及び県の動向

### ア. 教育基本法の改正（平成18年12月）・学校教育法の改正（平成19年6月）

教育基本法の改正により、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられました。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれました。

また、新しい教育基本法の理念を受けて学校教育法が改正され、普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられました。

### イ. 文字・活字文化振興法（平成17年7月）

学校教育において、読む力、書く力及び言語力の養育に十分配慮するよう規定するとともに、地域における文字・活字文化の振興にあたっては、公立図書館が住民の需要に対応する役割を果たすべきであるとしています。

### ウ. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）（平成20年3月）

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）の期間満了に伴い、第2次となる計画が文部科学省により策定されました。第一次計画の取組の成果としては、全国の自治体における計画の策定が進んだこと、公立図書館と連携する学校の増加、司書教諭の配置の促進、学校におけるボランティアとの連携の促進などを挙げています。反面、課題として、学校段階が進むにつれ生じる読書離れや、子どもたちの読解力の低下などが挙げられ、読書の必要性が指摘されています。

### エ. 栃木県子ども読書活動推進計画（第2期）（平成21年1月策定予定）

国が子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第2次)を策定したことを受け、栃木県においても子ども読書活動推進計画（第2期）の策定に向けた作業を進めています。

## 3 計画の目的

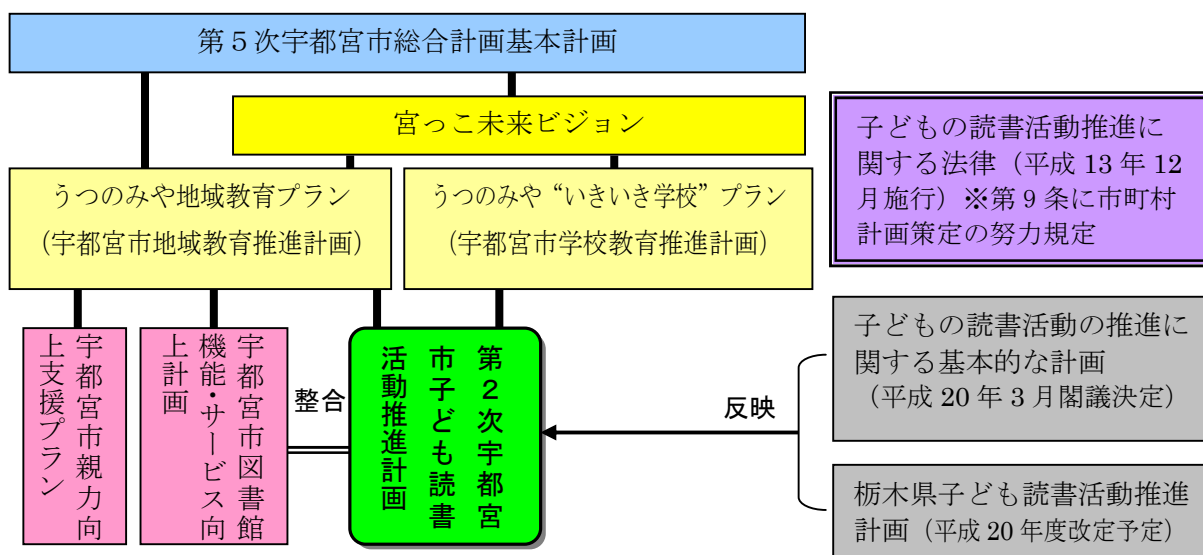
第1次計画の期間が平成20年度をもって満了となることから、その成果を検証するとともに、平成16年度以降に策定された宇都宮市地域教育推進計画や宇都宮市学校教育推進計画等を踏まえ、継続的に子どもの読書活動を推進する必要があります。

本市の子どもがいつでもどこでも自主的な読書活動を行えるよう、子どもの成長に応じた、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図るとともに、読書を通じた人間力の向上や人間関係の形成に資するため、本市における子どもの読書活動推進にあたっての基本的方向を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に取り組むための計画として第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画（以下、第2次計画という。）を策定します。

## 4 計画の位置付け

子どもの読書活動推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）に基づく、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として策定します。

また、「第 5 次宇都宮市総合計画」の分野別計画である「宇都宮市地域教育推進計画」及び「宇都宮市学校教育推進計画」に基づく、読書活動に関わる分野別計画とします。



## 5 計画の対象

この計画の対象は、主に、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者をはじめ、市民ボランティア、行政関係者等も対象としています。

## 6 計画の期間

平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

## 第1章 これまでの取組と課題

### 1 第1次計画での取組

#### (1) 第1次計画の事業の取組状況

##### ア. 主要事業の取組

子どもの読書活動の環境づくりの視点から、計画で定めた基本方針に基づき、重点事業を中心に新規事業や拡充事業などの計画的な取組を進めてきました。

##### イ. 基本方針ごとの取組

###### 基本方針Ⅰ「家庭・地域・学校等それぞれの主体・場における子どもの読書活動の推進」

宮っ子ふれあいブックの実施や読み聞かせの充実など、乳幼児期の保護者を対象とした事業を拡充し、継続的な事業展開により、読書活動の推進を、概ね順調に進捗してきました。一部、小・中・高校生のボランティア活動者数が数値的に横ばいとなっているため、今後は、子どもたちと図書館とが直接関わり合える事業や取組をきっかけとして、読書推進を図ることが課題と言えます。

###### 基本方針Ⅱ「市図書館と学校図書館を核とした子どもの読書活動の推進」

「学校図書館を担う人材の適正配置」や「市図書館と学校図書館のネットワークの整備」を中心とした事業により、学校図書館を取り巻く体制作りが順調に進捗し、その結果、小中学生の読書量が増加する成果を生み出しています。この体制を十分に生かし、学校における課題解決やその他のニーズへの対応・支援など、さらなる内容の充実を図っていく必要があります。また、中・高校生が継続して読書に取り組むための施策については、必ずしも十分ではない状況です。

###### 基本方針Ⅲ「地域・学校・行政等の連携・協力による子どもの読書活動の推進」

特に読み聞かせボランティアへの支援については、研修や交流の場がつけられたことにより、子どもの読書に関わる活動への推進を図ることができました。そして、これらの連携、交流から、地域のさまざまな場における、それぞれの現状や抱える課題等が明らかにされつつあることから、さらなる幅広い支援体制の構築が必要となっています。

###### 基本方針Ⅳ「子どもの読書活動への理解と啓発活動の推進」

概ね順調に進捗していますが、対象別の継続的な事業や取組みだけでなく、子どもたちの発達の段階や学校段階を踏まえた経年的な観点や、幅広い市民への意識の啓発など、さまざまな啓発活動が今後の課題となります。

## (2) 第1次計画の指標の達成状況

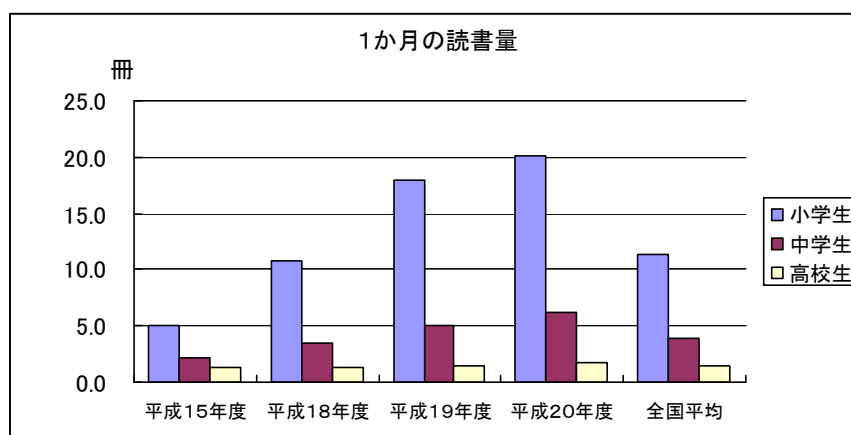
### 指標① 子どもの1か月の読書量を全国水準まで高める。

平成20年度では平成15年度と比べ、小学生は約3.9倍、中学生は約2.8倍の増加がありました。

全国平均と比べても、小学生は約1.8倍、中学生は約1.6倍となっており、子どもの1か月の読書量については、目標を達成しました。

#### ●家や学校などで読書や調べ学習に使った本の冊数（ただし、マンガや雑誌は除く）

	平成15年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	全国
小学生	5.1冊	10.8冊	17.9冊	20.1冊	11.4冊
中学生	2.2冊	3.4冊	5.1冊	6.2冊	3.9冊
高校生	1.3冊	1.3冊	1.4冊	1.7冊	1.5冊



※小・中学生の数値は宇都宮市学校図書館に関する調査より

※高校生の数値は栃木県全体の値（栃木県教育委員会調査より）

平成20年度の値は高校生読書アンケート（宇都宮市調査）より

※全国の数値は「第54回学校読書調査（平成20年度調査）」：全国学校図書館協議会より

#### <主な要因>

- ・ 全小・中学校における全校一斉読書（朝の読書）などへの取組
- ・ 学校図書館司書業務嘱託員の配置（平成18年度より）により、各学校における読書活動の充実
- ・ 学校図書館図書の計画的な図書の購入
- ・ 小・中学校への市図書館図書の搬送の開始（平成18年度より）

### 指標② 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）を低減する。

本市の小中学校では、全校一斉読書（朝の読書）の実施率が、平成18年度から100%です。これにより、1か月に1冊も本を読まない子どもの割合は0%となり、目標を達成しています。

#### ●1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）

	平成15年度	平成18年度	平成19年度	全国
小学生	8.3%	0%	0%	4.5%
中学生	23.5%	0%	0%	14.6%
高校生	52.8%	48.2%	39.0%	47.9%

※小・中学生の数值は平成19年度第2回宇都宮市学校図書館に関する調査より

※高校生の数值は栃木県全体の値（栃木県教育委員会調査）より

※全国の数值は「第53回読書調査（平成19年度調査）」（全国学校図書館協議会）より

#### <主な要因>

- ・小・中学校における全校一斉読書の100%実施（全国における全校一斉読書の実施率は、小学校93.4%、中学校87.4%）

### 指標③ 市図書館における人口1人当たりの児童書の貸出冊数の増加を図る。

本市における人口1人当たりの児童書の貸出冊数は順調に増加しており、目標を達成しています。

#### ●図書館における人口1人当たりの児童書の貸出冊数

	人口1人当たりの児童書の貸出冊数（冊）	児童書貸出冊数（冊）	宇都宮市の人口（人）
平成16年度	2.42	1,095,267	451,692
平成17年度	2.40	1,098,289	456,603
平成18年度	2.61	1,202,573	460,574
平成19年度	2.84	1,439,795	507,002

※平成17年度～20年度版宇都宮市図書館概要及び図書館統計より

※17年度から1人当たりの貸出冊数が無制限から15冊に変更になったことにより、一時的な減少が見られる。

#### <主な要因>

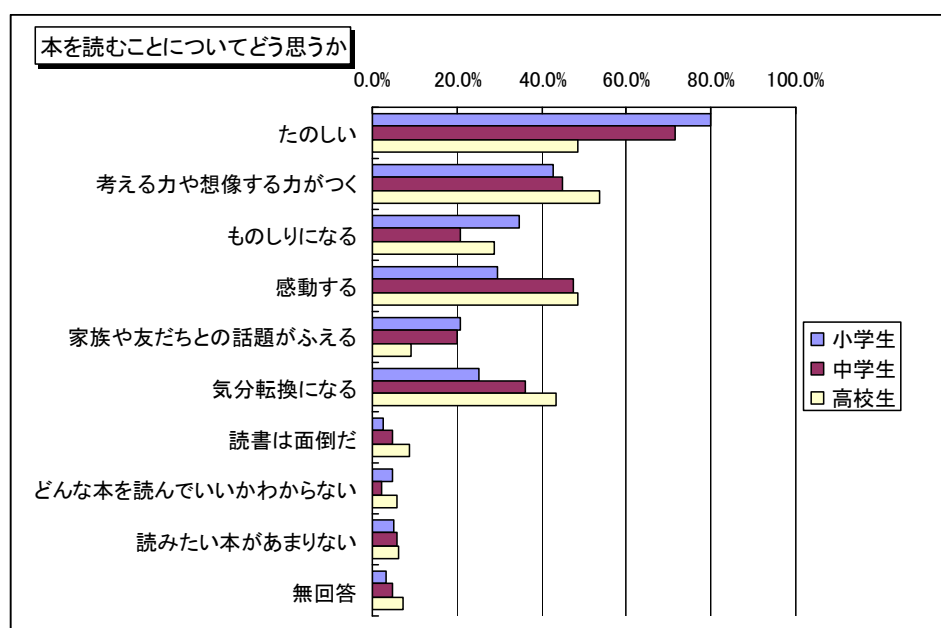
- ・図書館において、インターネットによる蔵書検索や予約システムの導入、生涯学習センター・地区市民センター図書室等を利用したサービス窓口の拡大、図書集配システムの迅速化などによる利便性の向上
- ・宮っ子ふれあいブックの実施（平成15年度より）を受けた家庭や小学校における読み聞かせなど、絵本をはじめとした児童書利用の機会の増加

### (3) 本市における子どもの読書活動について

#### ア. 学校段階における読書の傾向

本市の小・中学生においては、これまで子どもの読書離れをなくすことを第一の目標とし、市図書館との連携による学校図書館の充実や読み聞かせボランティア等の地域人材の協力、また司書教諭・学校図書館司書業務嘱託員を中心に、さまざまな授業の中で図書資料を積極的に活用することなどにより、本を読んだり、活用したりする場面を増やしてきました。その結果、小学生は1か月に20.1冊、中学生は6.2冊と、全国と比較して2倍近く本を読むようになり、「学校で本を読む・活用する」という活動が定着してきています。

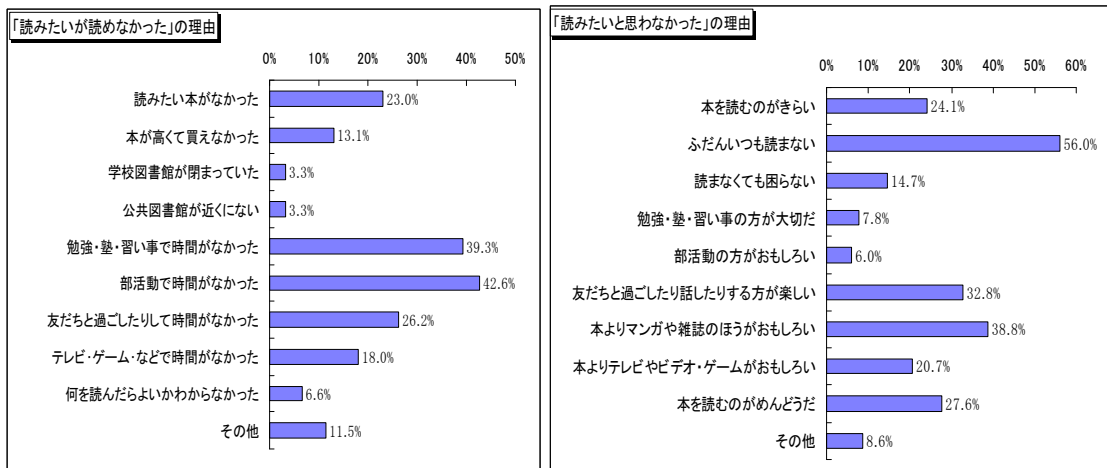
小学生の読書については、絵本やシリーズ物の物語、クイズの本など、比較的読みやすい本が多く読まれるほか、昆虫や動植物の本や環境問題など、学校における教科や総合的な学習の時間などの調べ学習の際に、様々な本が活用されており、読書に対して楽しいと考える子どもが80%いる状況から、小学生期に自ら読書に親しむ意識の芽生えが生じています。



平成20年度 宇都宮市子ども読書アンケートより

中学生については、より長編の作品が読まれるようになることや、受験勉強や部活動等にかかる時間が増大し、読書の時間が持ちにくくなる年代でもあることから、全体の読書冊数は下がる傾向にあります。

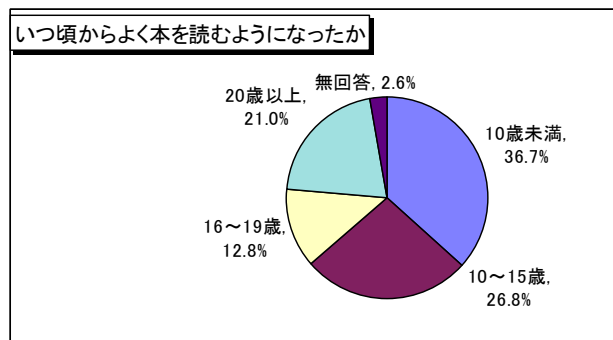
また、高校生の本を読まない理由のひとつに、「本を読む習慣がない（ふだんいつも読まない）」ことが多くあげられていることから、中学生の時期までの読書活動の習慣化が今後の人生における読書への取組に影響があると考えられます。



平成 20 年度 宇都宮市高校生読書アンケートより

高校生は、学校内外の生活における諸活動が活発化したり、興味・関心が本以外にも広がったりと、個人差が現れてくる時期であり、読書にかかる時間が最もとりにくくなります。また、読む本についても、一般向けの小説や教養書、難解な資料などが多くなるため、全体の読書冊数は減る傾向にあります。

一方で、本市において、現在の大人がいつ頃からよく本を読むようになったかという調査では、10歳未満という人が多く、次いで10から15歳、その次は20歳以上になって読み始める人が多くなる状況であり、高校生の一時期は、読書から離れ、大人になって再度読み始める傾向もあります。

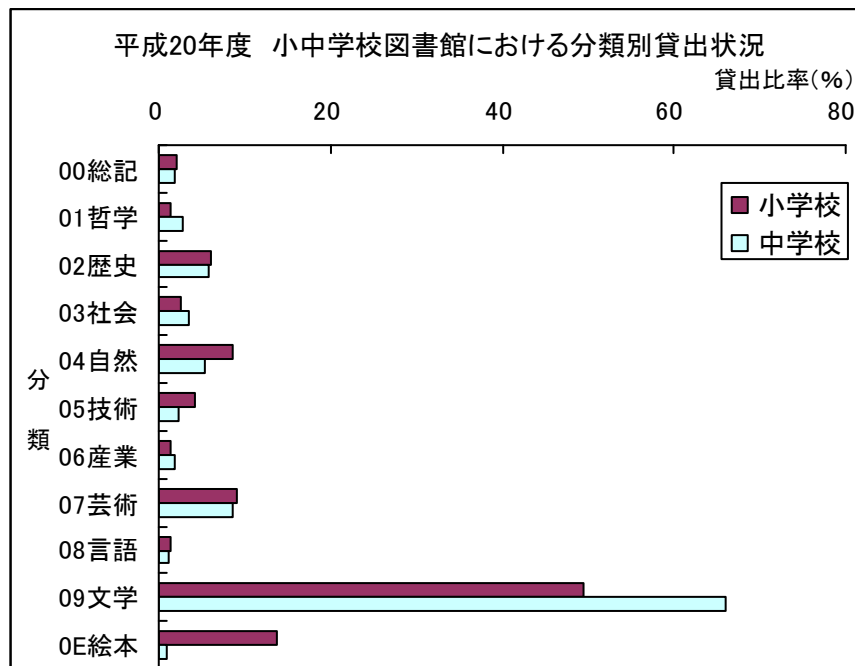


平成 20 年度 宇都宮市一般読書アンケートより

## イ. 読書の質を高める必要性

本市における今後の子どもの育成にあたっては、子どもたちの豊かな心とこれからを生き抜く力を培うために、読書を通じて豊かな感性や幅広い見方・考え方を身につけるとともに、言語力を育み、多種多様な情報から適切な情報を、自ら選び出し、活用できる力を養っていく必要があります。

また、本市学校図書館の本のジャンル別貸出し状況を見ると、小・中学校ともに、物語・絵本の占める割合が3分の2であり、その次に多いのは芸術に関する種類の図書となっていますが、今日的課題でもある環境問題、公害などに関する技術系の分野や、社会で学習している農業、漁業などの産業に関する図書の貸出しは、合わせても5%に満たない状況であり、小・中学生の読書の内容には偏りがあることが分かります。



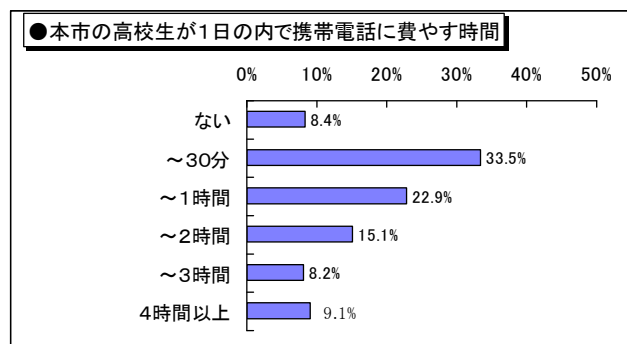
平成 20 年度 宇都宮市学校図書館調査より

これらのことから、今後、子どもの読書活動の充実にあたっては、単に読書を勧めるだけでは十分とはいえ、子どもの頃から読書の楽しみを十分に味わせるとともに、さらに古典や文学作品と呼ばれる読み応えのある物語など難易度の高い本に挑戦して読み深めていくことや、自然科学、社会科学といったさまざまなジャンルの本にも自ら手を伸ばして読み広げていくことなど、質の高い読書へ伸張させる必要があります。

#### ウ. 携帯電話と読書の関わり

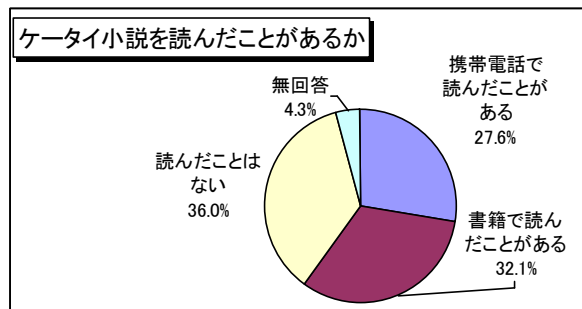
本市の高校生が1日のうちで携帯電話に費やす時間については、「ない」と答えた方が全体の8.4%で、9割近くの高校生が毎日携帯電話を使用していることとなります。

毎日新聞社による第61回全国読書世論調査（平成19年度）によると、10代後半の世代がインターネット機能のある携帯電話を所有している割合は87%であり、携帯電話は若い世代の日常生活に深く浸透していると言えます。



平成 20 年度 宇都宮市高校生読書アンケートより

また、携帯電話を情報端末としてインターネット上の情報をダウンロードしたり、逆にインターネットに書き込みや投稿をすることも、簡単にできるようになりました。こうした情報には、文字情報のほか、音楽、画像、動画などがありますが、特に文字情報についてはパソコンと携帯電話の違いが顕著で、いわゆる「ケータイ小説」の文体の特徴である「改行が多い」「文章が短い」「会話文が多い」等は、携帯メールの文体の特徴でもあります。小さい画面で書かれることや、リアルタイムで情報を交換するので、少ない文字数での簡略化した表現になっていくためです。「ケータイ小説」の評価はまだ一般的に確定していない状況ですが、本市の中高生の約6割が「携帯電話または書籍でケータイ小説を読んだことがある」と回答しており、普及のほどがうかがえます。



平成20年度 宇都宮市子ども読書アンケート（中高生）より

今後、子どもの読書を考える上で、携帯電話など情報機器を利用することも視野に入れていく必要があります。ただし、携帯電話はその利便性と共に、「携帯電話への過度の依存」や「有害情報への接触」などの問題もあり、子どもが安全・安心に利用するためには、小中学生への指導や保護者の意識の向上等を考慮することも必要です。



## 2 第1次計画の課題

計画全体としては概ね順調に進み、子どもたちの読書量の増加が目に見える形となったこと、不読率の低減、児童図書の出数も増えていることから、3つの指標が達成されています。また、個々の事業の目標の達成の状況からみても、家庭や学校、地域などのそれぞれの主体や場においても確実に成果をあげ、第1次計画で取り組んだ市図書館や学校を中心とした子どもの読書活動の環境づくりや読書推進活動については、充実してきているといえます。

しかしながら、学校の段階が上がるにつれ読書量が下がる傾向があり、学校では本を読んでも、習慣にはつながっていない子どもも見受けられることから、家庭や地域、学校と図書館それぞれの場で、またはそれらが協力し合うことにより、子どもたちが生涯にわたる読書習慣を身に付けられるように努めることが重要です。

次に、市図書館と学校図書館の連携では、これまでの計画で体制が整えられた図書館と学校間の物流だけでなく、ともに情報センターとしての性格を持つ施設であることから、各施設間の効果的なつながりにより、それぞれの施設の利用者へのサービスを充実していくような施策が期待されます。

さらに、継続的な事業においてはボランティアなど市民との協働を欠かすことができません。協力者を増加させ安定的な運営を図るためにも、子どもの読書に関わるボランティア活動への理解と参画について、より広く啓発していく必要があります。あわせて、ボランティア活動そのものへの支援体制もさらに推し進める必要があります。

## 3 第1次計画の成果と課題のまとめ

### 成果

- ・市図書館や小・中学校を中心とした子どもの読書環境整備
- ・小・中学校における読書推進活動の充実
- ・乳幼児期の子どもを持つ親への読み聞かせ支援の充実

### 課題

- ・子どもの生涯にわたる読書習慣の形成
- ・市図書館と学校図書館のネットワークを生かした事業の充実
- ・子どもの読書に関わるボランティア活動への参画など市民の理解と地域ぐるみの活動の促進

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本目標

第1次計画で目標とした子ども読書活動推進の環境づくりの成果と課題をふまえ、第2次計画では、子ども読書活動の継続のある推進を図り、さらに市民の取組を広げることができるよう、次の目標を設定します。

**もっと。ずっと。グンと。**

**読書を通じて育む“豊かな心”と“人との絆”**

**子ども読書のまち宇都宮**

※ 子どもが本に関心を持ち、**もっと**読みたい、習慣化して**ずっと**読んでいる、という自主的な読書活動を支援し、人間力が**グンと**あがることを期待します。また、**読書を通じて豊かな感性を身につけ、読書を通じたコミュニケーションの増進により子ども同士や家族、地域の絆が育まれる、そのような子どもの読書活動が盛んなまちづくり**を目指します。



## 2 計画の指標

計画の基本目標の実現に向けて、次のような指標を設定します。

### (1) 子どもの1か月の読書量

第1次計画において、本市の子どもの読書量は格段に増加しており、全国平均と比較しても高い水準にあります。今後は、引き続き読書に親しむ活動を行っていくとともに、目的に応じた選書や適切な資料の活用などを通して、子どもがより自主的な読書活動に取り組み、読書の効果を多方面へ広げるよう読書の質を高めることに重点を置き、現在の読書量の維持・増加を目指す指標を定めます。

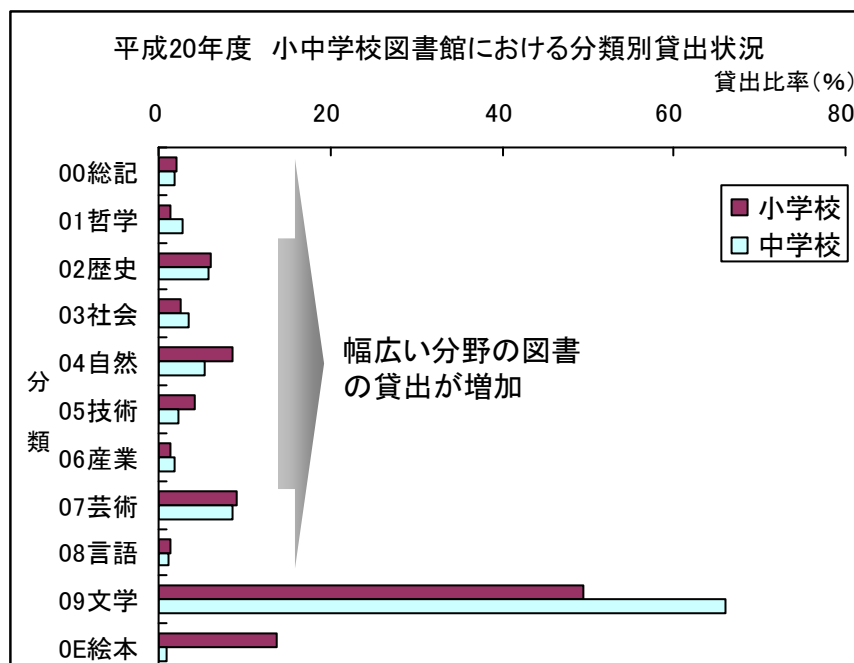
	現在	⇒	目標
小学生	20.1冊（平成20年）	⇒	20冊（平成25年）…維持
中学生	6.2冊（平成20年）	⇒	9冊（平成25年）…増加
高校生	1.7冊（平成20年）	⇒	3冊（平成25年）…増加

※ 小学生は、現在の高水準な読書量を維持する。

※ 中学生は、1週間あたり2冊（平成20年度は約1.6冊）程度を目安に増加を目指す。

※ 高校生は、先進地の参考値（長崎県平成20年度：2.9冊）を目安に増加を目指す。

#### 【補助指標】



※ 今後の子どもの読書活動を推進にあたっては、古典や近代文学の名作に触れたり、さまざまなジャンルの本から必要な情報を得たりする（例：民話、公害・環境、産業）など、読書の質の向上について測るため、小・中学校における分類別図書の貸出状況を把握し、幅広い分野の図書の利用を増やす。

## (2) 読書に対して肯定的な考え方を持つ子どもの割合

第1次計画では、子どもの読書離れの視点から、読書の量に関する指標を定めていました。第2次計画では読書活動の習慣化や図書資料の活用など、読書の質の視点により、子どもが読書に対して肯定的な考え方をもち、子どもの主体的な読書活動が継続されるよう意識の向上に関する指標を定めます。

	項目	平成20年度	⇒	平成25年度
小学生	「たのしい」	80.0%	⇒	85.0%…増加
中学生	「考える力や想像する力がつく」	45.0%	⇒	55.0%…増加
高校生	「考える力や想像する力がつく」	53.6%	⇒	65.0%…増加

※ 平成20年度宇都宮市子ども読書アンケートより

※ 平成20年度の数値に対して、小学生5%増加、中・高校生10%増加を目指す。

## (3) 市図書館と学校図書館の図書の総貸出冊数

第1次計画では、子どもが読書に親しむ原点である児童書の貸出に係る指標を設定していました。第2次計画では、高校生以降の生涯にわたる継続性を高めていくことから、一般書の利用に関する指標について定めます。

	平成19年	⇒	平成25年
図書の総貸出冊数	5,035,901冊	⇒	6,000,000冊…増加

※ 平成19年度の実績に対して、既存施設で約5%増加を目指す。

※ (仮称)第3図書館開館の年間利用想定(約730,000冊)を含む。

### 年間貸出冊数(平成19年度)の内訳

拠点	年間貸出冊数
小・中学校図書館	1,251,224冊
市図書館	3,784,677冊
合計	5,035,901冊

#### (4) 子どもの読書に関わるボランティアの活動人数

子どもの読書に関わる市民活動を活性化することを目指し、もっとも一般的な読み聞かせ活動や学校図書館支援活動などの活動者数についての指標を定めます。

	平成20年	⇒	平成25年
子どもの読書に関わるボランティアの活動人数	1,642人	⇒	1,800人 …増加

※ 平成20年度の活動者数の約1割増（小中学校：各1～2人，図書館：各5人）を目指す。

#### 活動者数(平成20年度)の内訳

活動場所	活動人数
小・中学校※1	1,445人
図書館※2	197人
合計	1,642人

※1 平成20年度宇都宮市学校図書館に関する調査より

※2 平成20年度市立図書館調査より

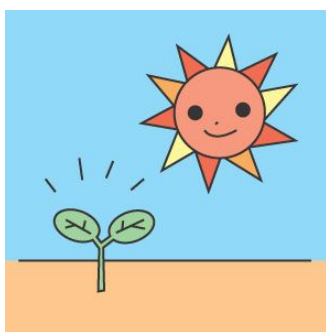


### 3 基本方針

第2次計画における基本目標を達成するため、第1次計画での基本方針を継承しながら、次の2点に整理・集約した基本方針に基づき、関係する施策事業の体系を構築します。

#### 基本方針Ⅰ 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

家庭・地域（図書館含む）・学校等のそれぞれにおいて、子どもの発達段階や個性に応じて子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりや読書習慣の基礎づくりができるとともに、より深く読書の楽しみを得られるよう、事業を推進します。また、子どもの読書の重要性や読書を通じた人と人とのコミュニケーションなどについて周囲の大人に理解・協力を促すための支援に努めます。



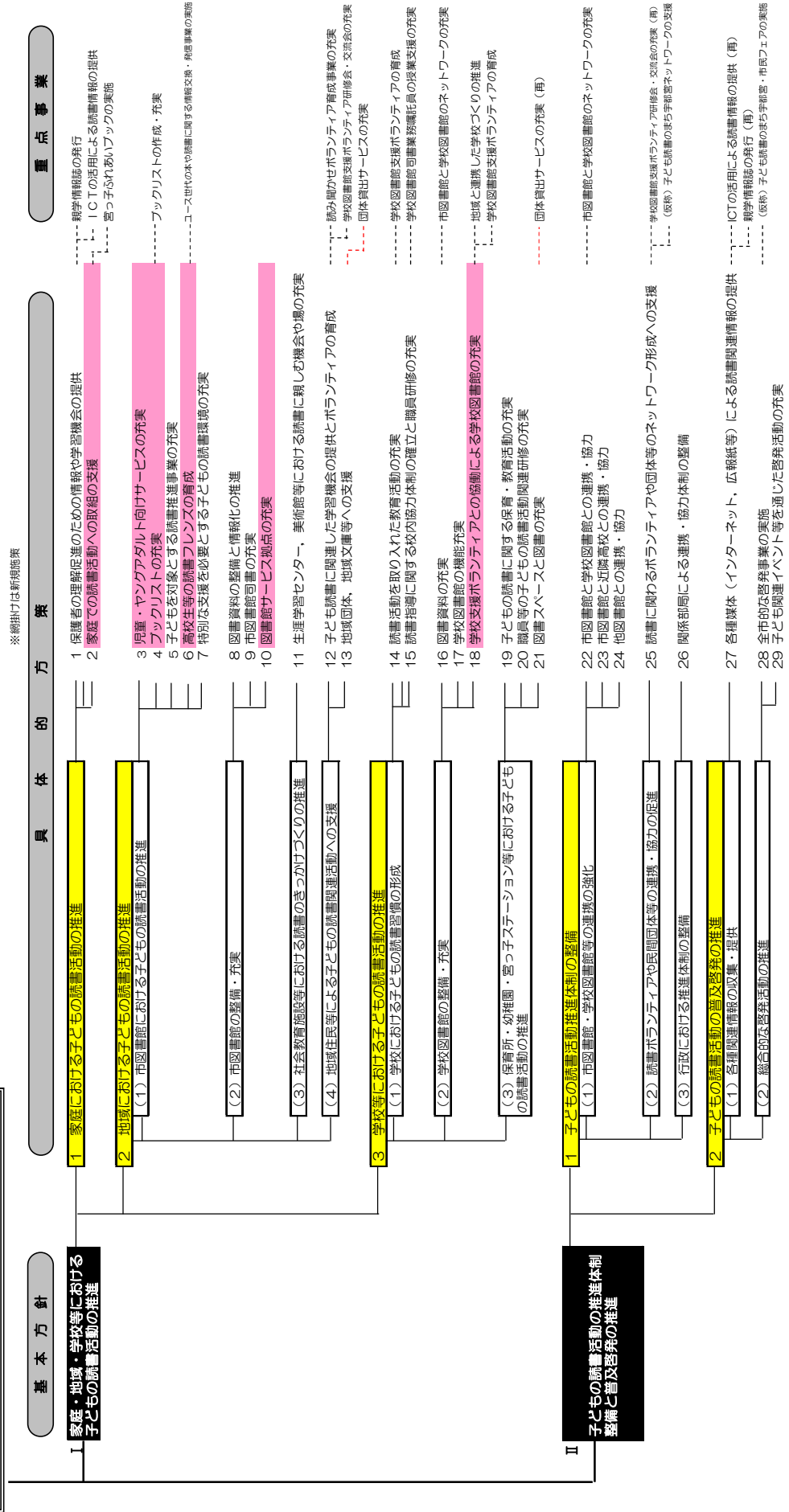
#### 基本方針Ⅱ 子どもの読書活動の推進体制整備と普及啓発の推進

子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもをとりまく大人の理解と関心を深めるために、市図書館と学校図書館をはじめ、地域団体やボランティア・企業などの連携による地域ぐるみの取組を促進するとともに、様々な機会を活用した積極的な普及啓発に努めます。

## 第 2 次 計 画 に お け る 施 策 の 体 系

### 子どもの読書活動推進の目標

もつと。ずっと。ずっと。グンと。  
読書を通じて育む”豊かな心”と”人との絆”  
子ども読書のまち宇都宮



## 4 重点テーマと重点事業

第2次計画では、第1次計画の成果と課題を踏まえ、本市の子ども読書活動推進の特徴や強みを生かすとともに、十分でない取組を強化するために、推進施策全体に対して、4つの重点テーマを設定し、重点事業を選択することにより、効果的な推進を図ります。

### テーマ1 家庭で取組む読書活動と、高校生等が読書に親しむ機会の充実

子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から義務教育期にかけて日常的に本に親しめる機会をつくるとともに、高校生以降においても継続的に読書に取組める仕組みづくりが大切です。

本市においては、小・中学校での精力的な読書活動への取組と併せて、本市独自の『親学』推進の一環として、多様な家庭教育支援の中で読書活動の浸透を図るとともに、これまでの取組が薄い高校生等の青少年に対する施策を強化することにより、子どもの成長段階に応じて継続性のある読書活動の推進を図ります。

#### 重点事業

##### ■ 親学情報誌の発行

乳幼児から小学生の保護者を対象に、親学に関する情報を提供する中で、読み聞かせなど本を通じたコミュニケーションの重要性などを伝えます。

##### ■ 宮っ子ふれあいブックの実施

1歳6か月時検診会場において、読み聞かせを実施し、ブックパック（絵本、図書館利用案内、子育て支援パンフレット）を配布し、家庭での読書活動のきっかけを提供します。

##### ■ 団体貸出サービスの充実

図書館から地域団体や地域文庫、保育所・幼稚園等へ、読み聞かせ用などの本の団体貸出を行い、乳幼児が読書に親しむ機会を増やします。

##### ■ ICTの活用による読書情報の提供

インターネットや携帯電話などを活用し、図書館における子どもの読書に関する情報をこれまで以上に広く受発信し、読書へのきっかけを増やします。

##### ■ ブックリストの作成・充実

乳幼児から高校生等の年齢に応じた図書の紹介や、読み聞かせ用、調べ学習など用途別のブックリストを充実します。

##### ■ ユース世代の本や読書に関する情報交換・発信事業の実施

高校生等を対象として、本や読書についての意見交換会を開催し、高校生等の参画による同世代向けの読書情報の発信を行います。

## テーマ2 子どもの読書活動を支える地域の人材育成

読書活動に関する活動は、身近な取り組みやすい活動であり、学校を中心に市民の活動の輪が広がりつつあります。

本市においては、地域における教育活動の主要な活動のひとつとして捉え、地域において読み聞かせや、学校図書館運営への協力など、子どもの読書活動を支援するボランティア等の人材の育成・支援を強化します。

### 重点事業

#### ■ 学校図書館支援ボランティアの育成

学校ごとに読み聞かせや図書館運営に関するボランティアを募り、学校図書館司書業務嘱託員と協力して、より円滑な学校図書館の運営を行ないます。

#### ■ 学校図書館支援ボランティア研修会・交流会の充実

学校で読み聞かせや図書館運営の協力をしているボランティアに対して、初心者向けの基礎的な講座の実施や、他校の活動の様子などを知るための交流会を開催します。

#### ■ 読み聞かせボランティア育成事業の充実

地域で活動する読み聞かせボランティアに対して、読み聞かせ技術の向上や知識を深めるために、勉強会や講習会等を開催します。

## テーマ3 市図書館と学校図書館の連携

市図書館と学校図書館の連携を核とした読書活動を推進することにより、子どもにとってもっとも身近な場所における豊かな読書環境を創りだしており、これは本市の子どもの読書活動推進の特徴であり大きな強みとなっています。

今後は、これらの豊かな読書環境を最大限に生かすため、更なる連携強化と読書指導の充実により、人間力向上に資する様々な効果の向上を図ります。

### 重点事業

#### ■ 学校図書館司書業務嘱託員の授業支援の充実

学校図書館司書業務嘱託員のT・T（ティームティーチング）など授業への参加による調べ学習の専門的サポートや、読み聞かせ、ブックトークなど学校教育における指導的業務を充実し、子どもたちと本をつなぐ役割をより明確にします。

#### ■ 市図書館と学校図書館のネットワークの充実

市図書館の搬送ネットワークの拡充や、学校希望図書の充実、ネットワークを活用した情報交換など、市図書館と各学校図書館の相互交流を充実します。

## テーマ4 地域ぐるみの子どもの読書活動の推進

読書活動には、感性を磨いたり想像力を豊かにしたりという読書そのものの効果のほかに、読書を通じて親子や地域の大人と子どもなどのコミュニケーションを促進させることも効果の一つとなっています。

今後は、読書活動が地域に根付き、息長く幅広いものとなるよう、学校や図書館、現在活動しているボランティアのみならず、地域団体や民間事業者なども交えた地域ぐるみによる子どもの読書活動への取組を推進します。

### 重点事業

#### ■ 地域と連携した学校づくりの推進

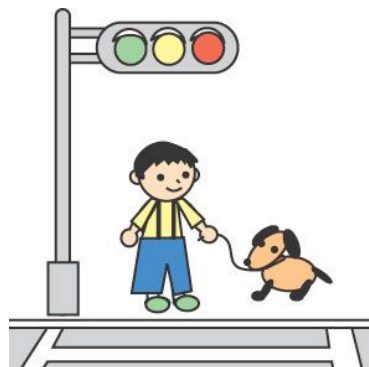
全小・中学校に設置されている魅力ある学校づくり地域協議会に対して、学校支援ボランティアのコーディネートなど、読書活動への取組を支援します。

#### ■ (仮称) 子ども読書のまち宇都宮ネットワークの支援

地域や学校、関係団体、ボランティア、企業などが、子どもの読書活動に関する情報交流・発信を行い、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進できるような機会や場を創出します。

#### ■ (仮称) 子ども読書のまち宇都宮・市民フェアの実施

子ども読書のまち宇都宮を目指し、本市における子どもの読書活動に関わる講演や活動の発表・顕彰、アトラクション、協賛イベントなどによる、本市の総合的な読書活動への啓発事業を行います。



### 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

#### Ⅰ 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

##### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

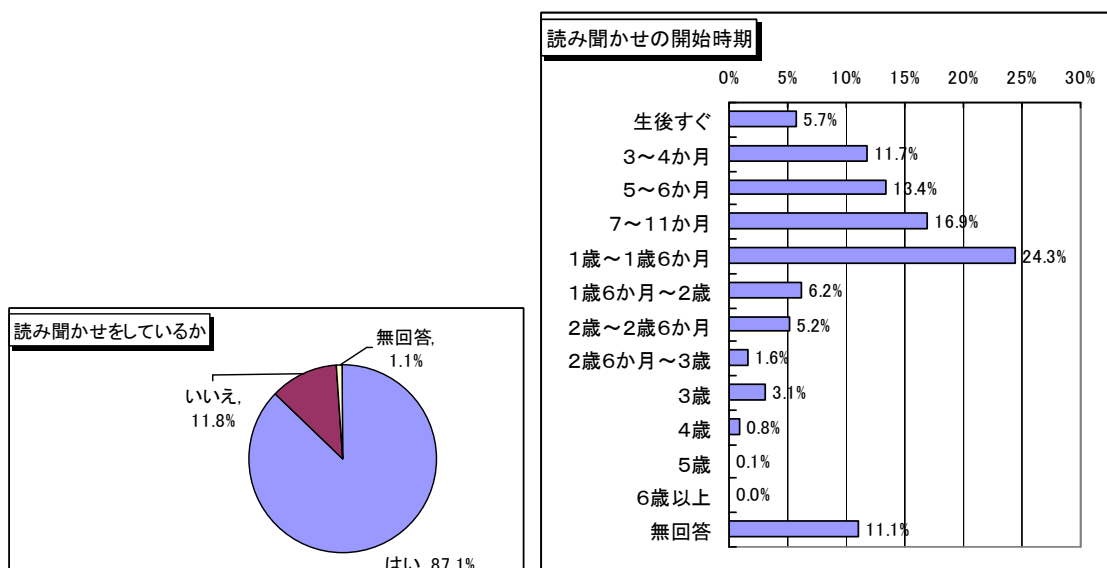
###### 現状と課題

本市の2歳児・5歳児を持つ保護者を対象に行なったアンケートによると、読み聞かせをしている割合は87.1%です。読み聞かせの開始時期については、1歳までに始める割合が47.7%、1歳6か月までに始める割合は72.0%となっています。乳幼児期からの読書活動の重要性を認識している人が多いとがうかがえる一方で、読み聞かせをしていない人も1割以上おり、その浸透は必ずしも十分であるとは言い切れません。

1歳6か月乳児健康診査の際に実施している宮っ子ふれあいブック事業における調査では、「きっかけになった」「役に立った」を合わせると43.3%となっており、家庭での読書活動支援の役割の一端を担っていることがうかがえます。

今後、家庭への読書活動を進めていくためには、各事業等への参加のみならず、インターネットや携帯電話などのICT（情報通信交流技術）を活用した情報発信による意識啓発も有効な手段と考えられます。

子どもたちが、より豊かな読書経験を積むことができるよう、様々な機会を捉えて継続的に、家庭での読書活動を推進していくことが必要です。



平成20年度 宇都宮市親子読書アンケート（幼稚園・保育園）より

### 施策の方向

- 保護者に対して、読書活動についての理解を促進します。
- 読み聞かせや乳児健康診査、親学支援等を通じて、親子読書推進の働きかけをしていきます。
- 啓発資料の配布やインターネット等による情報発信により、読書関連情報の提供をしていきます。
- 保護者に対して相談業務など、読書活動をおこなおうとする際の支援に努めます。

### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
1	保護者の理解促進のための情報や学習機会の提供	<b>親学情報誌の発行《1-1》</b> <b>★ICTの活用による読書情報の提供《1-2》</b> 「ふれあいのある家庭づくり」事業《1-3》 親学出前講座《1-4》 家庭教育講座《1-5》 子育てサロン「ここにこ広場」《1-6》 乳幼児向けおはなし会《1-7》	生涯学習課 図書館 子ども未来課 生涯学習課 生涯学習センター 保育課 図書館
2	家庭での読書活動への取組の支援	<b>宮っ子ふれあいブック事業《2-1》</b> <b>★保護者のための読書相談の実施《2-2》</b>	図書館・生涯学習課・子ども家庭課・保育課 図書館

☆：新規，★：拡充，太字：重点

## 2 地域における子どもの読書活動の推進

### (1) 市図書館における子どもの読書活動の推進

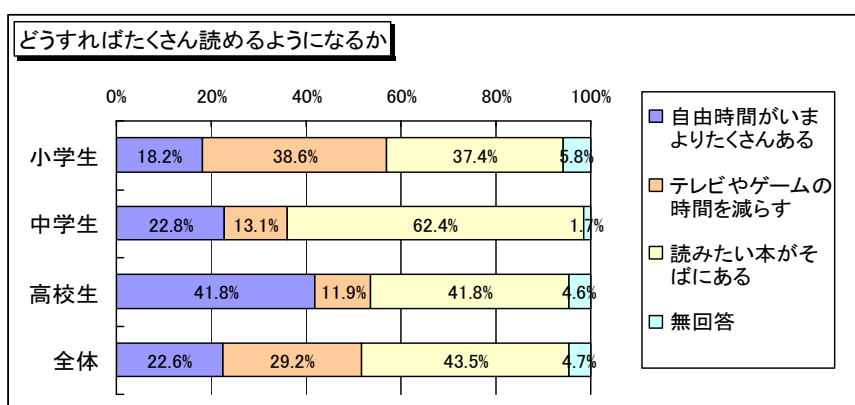
#### 現状と課題

本市における人口1人当たりの児童書の貸出冊数は順調に増加しており、第1次計画の指標において目標を達成するなど、市図書館における子どもの読書活動の推進は順調に進展しています。

市図書館では、4館（市立・東・上河内・河内）がそれぞれにおいて年齢に応じた事業を実施しています。年齢別おはなし会のほか、パパと楽しむおはなし会、宮っ子ふれあい

ブック、一日司書さん、うつのみやこども賞など小学生以下を対象とした取組は充実していますが、中学生や高校生に対しては読書を促進する取組については必ずしも十分であるとはいえません。

子ども読書アンケートにおける「どうすればたくさん読めるようになるか」ということについて、小学生では「テレビやゲームなどの時間を減らす」こと、中学生では「読みたい本がそばにある」ということ、高校生では「自由な時間がいまよりたくさんある」ことなど、各段階により異なる状況であることから、子どもの成長過程によりそった事業やサービスの充実が必要です。



平成 20 年度 宇都宮市子ども読書アンケートより

また、小さい頃からの習慣があれば一時的に読書から離れる人も減り、読書の楽しみや重要性が認識されていればまた読み始める人も増えると考えられることから、高校生になっても読書に親しみ、図書館を身近に利用できるよう、子どもの頃からの継続した読書の習慣づけや図書館の活用法等について理解を深めることへの取組が必要です。

さらに、読書そのものや図書館利用に障がいがある等、特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、細やかな配慮により図書館利用を促進し、読書環境を充実させることが求められます。

### 施策の方向

- 児童図書室やヤングアダルトコーナーにおける子どもたちへの直接的なサービスの充実に努めます。
- 子どもや子どもに本をすすめようとする大人に、本を選ぶ参考としてもらうため、年齢別や用途別などのブックリストを充実し、図書館のホームページ上でも紹介します。
- 「うつのみやこども賞」や「読書感想画展」など、子どもを対象とする読書推進事業を充実させていきます。
- 本や読書について、高校生などユース世代の子どもたち自身が意見交換できる場を提供し、身近な世代から読書の楽しみや話題の本などの情報を収集して、高校生による推薦図書などの発信に取り組みます。
- (仮称) 第 3 図書館を中心に、図書館において高校生が活動できる場を設け、図書館の機能をより身近に感じてもらうとともに、高校生を対象とする読書推進のモデル事

業等を通して、市内の高校への読書推進の働きかけを行ないます。

- 視覚などの障がいを持っていたり、外国語を母国語としていたりするなど、読書活動のために特別な支援を必要とする子どもたちのために、資料の充実や図書の郵送サービスの充実を図るなど、読書環境の充実に努めます。

### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
3	児童・ヤングアダルト向けサービスの充実	★子どものためのレファレンスや調べ学習への支援の充実《3-1》	図書館
4	ブックリストの充実	★ブックリストの作成・充実《4-1》	図書館
5	子どもを対象とする読書推進事業の充実	「うつのみやこども賞」事業《5-1》 ★読書感想画展の充実《5-2》 子ども読書推進事業《5-3》	図書館 図書館 図書館
6	高校生等の読書フレンズの育成	☆高校生ボランティアによるヤングアダルトサービスへの参画《6-1》 ★ユース世代の本や読書に関する情報交換・発信事業の実施《6-2》	図書館 図書館
7	特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実	読書や図書館利用に障がいがある子どもたちのための資料やサービスの充実《7-1》	図書館

☆：新規，★：拡充，太字：重点

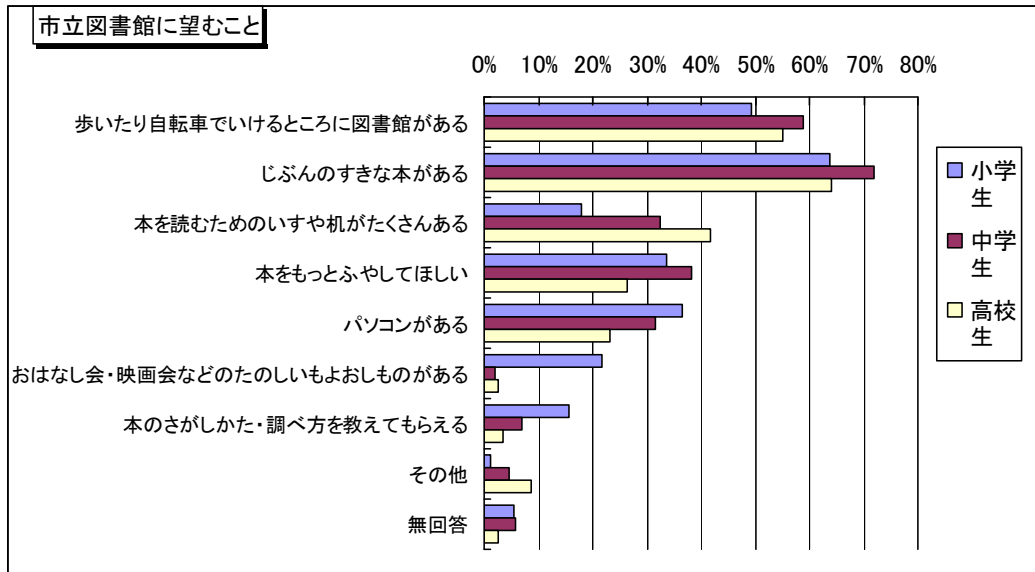
## (2) 市図書館の整備・充実

### 現状と課題

市図書館では児童図書室内に、子どもたちのための図書として、乳幼児向けや初めて自分で読み始める子ども向け、中高校生向けと、それぞれの発達段階に合わせたコーナーを設置しています。市図書館等に来館した子どもたちへの調査によると、市の図書館に望むことで一番多い回答が「自分の好きな本がある」ことでした。この要求に応えていくためにも、子どもたちの読書傾向や学習内容を把握することによって、ニーズに合った資料の提供をおこなっていく必要があります。

また、図書館司書とその関係職員には、子どもたちに対して幅広く様々な内容の図書を個々の状況に合わせて提供していくために、子どもと本を結びつけることについての深い知識と理解が求められます。

さらに職員等には、学校や地域で読み聞かせなどの読書活動に携わる関係者へのサポートが十分に行なえるよう、新しい知識や技術を習得していくために継続した研修も必要です。



平成 20 年度 宇都宮市子ども読書アンケートより

**施策の方向**

- 子どもの年齢やニーズに応じて、児童図書・ヤングアダルト向け図書の整備・充実を図るとともに、各コーナーのレイアウトや展示を工夫し、ヤングアダルト世代などにアピールしていきます。
- 子どもたちがインターネット上でも気軽に図書館の本の情報にふれ、予約などのしくみを使いこなせるよう、ホームページを充実していきます。
- 子どもたちへのきめこまやかなサービスを充実するため、また、読み聞かせなどの読書活動に携わる関係者へのサポートが十分に行えるよう、図書館司書および関係職員の研修に努めていきます。
- 市内の各図書館の連携により図書館サービスの体制の充実を進めていきます。

**施策の展開**

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
8	図書資料の整備と情報化の推進	★児童図書・ヤングアダルト向け図書の充実《8-1》	図書館
		★子ども向け図書館ホームページの充実《8-2》	図書館
9	市図書館司書の充実	研修会等への参加・司書研修《9-1》	図書館
10	図書館サービス拠点の充実	子どもの読書活動を特色とする第3図書館の開館を契機として、図書館間におけるサービスの役割・分担の明確化を図ります。	図書館

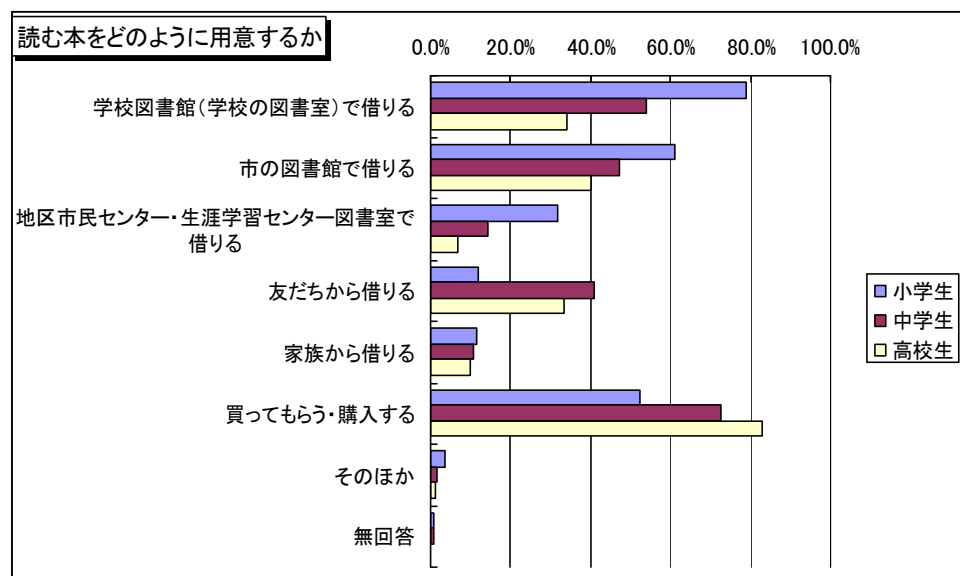
☆：新規，★：拡充，太字：重点

### (3) 社会教育施設等における読書のきっかけづくりの推進

#### 現状と課題

本市には生涯学習センター図書室等が 16 か所あり、それぞれの地域で図書の貸出などを行っています。生涯学習センター図書室は、施設規模による制約もありますが、市図書館のネットワークにより、図書の予約・貸出・返却について図書館と同等のサービスを提供しています。学校の段階が上がると、子どもたちの本の用意の仕方は「借りる」ことから「購入する」ことへと変化する傾向にありますが、子どもたちが地域にある図書室をより身近な存在と感じて活用するためには、インターネット蔵書検索や予約などを使いこなして、必要な本や情報を入手できるようになることが必要です。

妖精資料などを活用した妖精ミュージアムでは、妖精絵本の読み聞かせを行っています。地域の社会教育施設等においても、積極的に子どもたちと本とを結びつけるさまざまな事業を展開していき、読書活動にふれるきっかけの場のひとつとなることが必要とされています。



平成 20 年度 宇都宮市子ども読書アンケートより

#### 施策の方向

- 生涯学習センター図書室等の図書を、地域性や利用層等を考慮して内容充実します。
- 生涯学習センター図書室と図書館の連携を密にし、図書室のサービス内容の向上を図ります。
- 生涯学習センター図書室で図書業務を行う図書奉仕員等の配置を行います。
- 読み聞かせや、事業に関連した本の紹介のほか、宇都宮に縁のある文学作品を活用した事業の実施など、子どもたちが様々な場面で本に触れることができるような機会を提供していきます。

## 施策の展開

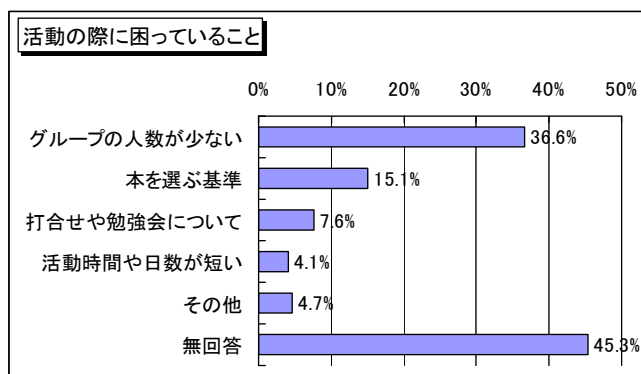
施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
11	生涯学習センター，美術館等における読書に親しむ機会や場の充実	<b>★</b> 生涯学習センター図書室等への図書奉仕員等の配置《11-1》 妖精ミュージアムにおける絵本の読み聞かせ《11-2》 宇都宮百人一首市民大会《11-3》 うつのみやジュニア芸術祭《11-4》	生涯学習課・地区行政課 文化課 文化課 文化課

☆：新規，★：拡充，太字：重点

## (4) 地域住民等による子どもの読書関連活動への支援

### 現状と課題

本市では，市図書館やその他社会教育施設において行われる事業，ほとんどの小学校と一部の中学校において，読み聞かせ等を行うボランティアが，子どもたちのために活動を行っており，地域住民等との協働は欠かせなくなっています。しかしながら，「活動の際に困っていること」で回答を得たうちのおよそ3分の1は，「人手の足りなさ」となっています。さらに協力者を増加させ，地域ぐるみで子どもの読書活動を支援していくことが求められています。



平成20年度 宇都宮市学校読み聞かせボランティアアンケートより

子どもの読書活動に関する情報提供などにより，これまで活動をしていない人に対する啓発をおこなうことや，現在活動している人に対しても技術の向上等，様々な支援が必要とされています。

また，文庫活動をしている地域の団体等に対し，図書の提供など活動充実のための支援等を行っていく必要があります。

### 施策の方向

- 子どもが日常生活の中で自然に読書に取り組めるよう、周囲の大人の協力を促す事業を充実します。
- 地域における読み聞かせの実践や宮っ子ふれあいブック事業の運営ボランティア、文庫活動など、子どもの読書活動推進に関わる地域人材の育成に努めます。
- 子どもの読書活動を継続的にこなってもらうための講座やボランティア同士の交流の場を提供します。
- 地域で子どもたちに本の世界を開くための活動を行っている団体やグループに対して団体貸出やリサイクル図書の提供、「子どもゆめ基金」の活用等による支援を進めていきます。

### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
12	子ども読書に関連した学習機会の提供とボランティアの育成	子ども読書推進事業（再掲）《12-1》 ★読み聞かせボランティア育成事業の充実《12-2》 ★学校図書館支援ボランティア研修会・交流会の充実《12-3》	図書館 図書館・生涯学習センター 図書館・学校教育課
13	地域団体、地域文庫等への支援	★団体貸出サービスの充実《13-1》 ゆめのキャラバン事業《13-2》	図書館 図書館

☆：新規，★：拡充，太字：重点



### 3 学校等における子どもの読書活動の推進

#### (1) 学校における子どもの読書習慣の形成

##### 現状と課題

学習指導要領が改訂され、読解力の育成・向上においては、読書活動の推進ならびに学校図書館の活用を積極的に行うことが大切であると言われていています。子どもたちが自ら学習を進めたり課題を解決していきたりするためには、自分でものを考えていく必要があるからこそ、読書が一層必要になります。学校教育においても「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが切実に求められているのです。

本市では、読書活動の充実に向けた創意工夫ある取組が行われるように、平成 18 年度から市内の全小・中学校に専任の学校図書館司書業務嘱託員を配置しています。「いつでも図書館が開いていて、いつでも図書館の先生がいる。」という状況が作られた結果、1 か月間の子どもの読書量は、第 1 次計画策定以前の平成 15 年度と比較すると、平成 20 年度は小学生が約 3.9 倍、中学生が約 2.8 倍の増加となっており、確実な成果をあげています。(5 ページ グラフ参照)

また、学校図書館司書業務嘱託員に対しても、年 10 回程度の専門研修を通して、専門的な知識を有した司書を育てることで、学校図書館が読書センター・学習情報センターとしてより一層機能し、学校の教育活動全般の取組を支援する中核的な施設となりつつあります。

今後の課題としては、現状の取組を維持し、増加した読書量を定着させるとともに、学習に必要な図書資料を選んで読んだり、少し難しいレベルの本に挑戦したりすることで読む力を身に付けるなど、読書の質を高めていくために、学校図書館をさらに活性化させていく必要があります。

そのためには、専門性を高めた学校図書館司書業務嘱託員が、授業のねらいに応じた図書資料の選択や、児童生徒の発達段階に応じた適切な図書の提供などを一層充実させ、児童生徒の読書活動を継続的に支援していくことが必要となります。

また、現在、本市では、学校図書館法に基づき、12 学級以上の小・中学校全校に司書教諭を発令しています。さらに、11 学級以下の学校においても発令を進め、小学校では全国平均が 17.6%であるのに対して、本市は 56.5%、中学校では全国平均 24%であるのに対して、本市では 100%となっており、全国的にも高い発令の割合となっています。司書教諭は、学校図書館の運営・活用の中心的な役割を担う職員であることから、引き続き専任化を県に対して要望し、学校図書館司書業務嘱託員と連携を図りながら学校図書館の整備や活用に関われる時間を増やしていくなどの体制作りが必要です。

さらに、高校においては、学校の性格や専門性の異なる中で、朝の読書や読書会などに取り組んでいます。さらに小・中学校での読書活動を活かした教育活動へと継続されるよう、高校における読書活動の充実が期待されます。

## 施策の方向

- 「宇都宮市学校教育スタンダード」に基づき、全校一斉読書や読み聞かせ、ブックトーク等の実施など、学校全体で読書活動を推進します。
- 地域住民との連携・協力により、学校図書館を活用した開かれた学校づくりや特色ある学校づくりを推進します。
- 読書センター・学習情報センターとして計画的な学校図書館の活用を行い、学校図書館を核とした教育活動の充実を図ります。
- 本市において専門的資質の向上した学校図書館司書業務嘱託員が、今後も継続して充実した指導を行うことができるよう、その人的資源を効果的に活かす人材確保の仕組みを検討します。
- 子どもたちの読書活動を支援する校内協力体制の確立と司書教諭及び学校図書館司書業務嘱託員の資質の向上のための研修体制を強化します。
- 栃木県学校図書館協議会との情報交換などを通じて、市内の高校における読書活動推進の状況を把握し、継続的な読書活動への取組について働きかけを行ないます。

## 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
14	読書活動を取り入れた教育活動の充実	読書活動への支援《14-1》 ★学校図書館・読書活動の充実《14-2》 学校協力者「街の先生」活動事業《14-3》 学校訪問おはなし会《14-4》	学校教育課 学校教育課 学校教育課 図書館
15	読書指導に関する校内協力体制の確立と職員研修の充実	★学校図書館司書業務嘱託員の授業支援の充実《15-1》 学校図書館活用研修《15-2》 学校図書館司書業務嘱託員研修《15-3》	学校教育課 教育センター・学校教育課 教育センター・学校教育課・図書館

☆：新規，★：拡充，太字：重点

## (2) 学校図書館の整備・充実

### 現状と課題

学校図書館において、児童生徒の成長に応じて、自ら読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するためには、児童生

徒が図書館に親しみを持てるような館内の環境づくりとあわせて、児童生徒が興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが大切です。

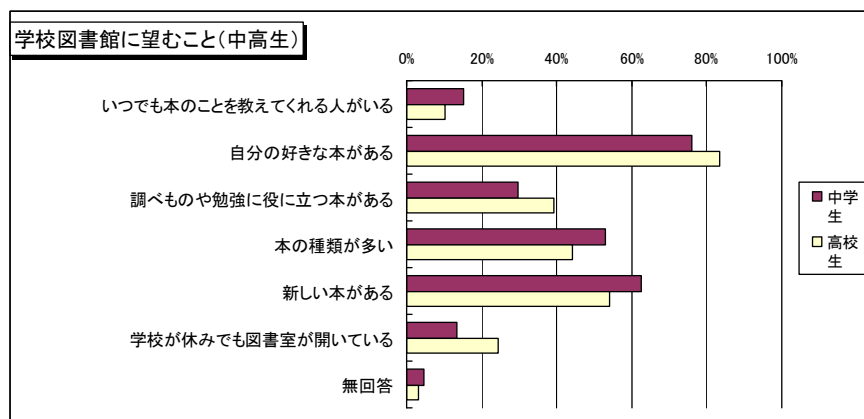
さらに本市では、学校における児童生徒の主体的な学習活動やよりよく問題を解決する能力、豊かな感性や思いやりの心などを育てていくために、学校図書館は、読書活動等を通じてこれらを推進していくうえで重要な役割を求められていると考えています。

そして、読書センター・学習情報センターとして十分な機能が果たせるよう、図書の整備と合わせて、インターネットを活用できるパソコンやプリンターの設置、書架・机椅子等の設備充実など、児童生徒が利用しやすい学校図書館の整備充実に取り組んでいます。

また、児童生徒の望む学校図書館を目指して、リクエストを取り入れた蔵書の充実や、ボランティアによる読み聞かせや読書集会の実施、長期休業中の開館も行っています。

一方で、児童生徒の読書活動が増えるにつれて、調べ学習に対応する資料のほか、児童生徒には、好きな本や新しい本などが望まれており、蔵書や学校図書館の利用に対するニーズが高まってきていることから、児童生徒が常に最新の情報や本を利用できるよう、さらに蔵書を充実させる必要があります。

また、学校図書館施設については、校舎の最上階に配置されているなど、利用しにくい学校もあることから、より利用しやすい学校図書館の施設機能を充実させることが必要です。また、児童生徒の自主的な学習活動や読書活動を支援するために開館日数を増やしたり、地域住民の協力を得たりするなど親しみやすい運営面での改善が必要です。



※平成 20 年度 宇都宮市子ども読書アンケート調査より

### 施策の方向

- 常に新しい図書への入れ替えをしたり、社会や産業など蔵書数の低いジャンルの図書を増やしたりしながら、計画的な各学校の蔵書の充実に努めます。
- 市立図書館の学校向け図書の貸し出し、調べ学習への支援に向けた小・中学校支援メニューの充実を図るとともに、学校の利用を増やします。
- 子どもや保護者等が利用しやすく、人が集まる学校図書館に向けて、校舎の大規模改造等の際に、学校の 1 階へ移設する等、子どもの主要動線上への配置の検討や内部改修を行います。

- 長期休業中の開館日数を増やし、児童生徒の自由な読書や調べ学習への支援を行えるようにします。
- 現在「街の先生」に登録されている方々や地域で活動している方々に広く呼びかけ、子どもの読書環境整備に取り組む学校図書館支援ボランティアを育成します。

#### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
16	図書資料の充実	学校図書館図書整備事業《16-1》 ★市図書館と学校図書館のネットワークの充実《16-2》	学校管理課 図書館・学校教育課
17	学校図書館の機能の充実	学校図書館の整備・充実（校舎大規模改修事業等に伴う実施） 《17-1》 長期休業日における学校図書館の活用《17-2》 子ども情報センター事業《17-3》	学校管理課 学校教育課 生涯学習課
18	学校支援ボランティアとの協働による学校図書館の充実	★地域と連携した学校づくりの推進《18-1》 ★学校図書館支援ボランティアの育成《18-2》	生涯学習課・学校教育課 学校教育課

☆：新規，★：拡充，太字：重点

### (3) 保育所・幼稚園・宮っ子ステーション等における子どもの読書活動の推進

#### 現状と課題

保育所や幼稚園、宮っ子ステーションなど子育て支援の場においても、子どもの発達段階に応じてそれぞれの場で、様々な読書活動への取組が行われています。保育所や幼稚園は、子どもが遊びの中で本に親しむほか、保護者が読み聞かせの本を入手する機会を提供するなど、幼児期の子どもと本をつなぐ役割を担っています。

また、宮っ子ステーションにおける放課後子ども教室など、放課後の子どもの活動支援の場でも、本や読書に関する活動を取り入れることで、より充実した活動メニューを提供できるようになります。

子育て支援において、子どもに接したり保護者とのコミュニケーションを図ったりするうえで、各施設の職員や地域の支援者が子どもの本や読書活動についての知識を持つことは重要なことです。

絵本をはじめとする子どもの本は消耗が激しいため、定期的な買い換えや補充が必要となっています。

保育所・幼稚園・宮っ子ステーション等は、幼児期から小学生の子どもやその保護者にとって身近な活動や交流の場であることから、積極的に本に接する機会をもつことが必要です。

### 施策の方向

- それぞれの施設や事業の目的や子どもの年齢に応じた内容で、本を活用した指導や読書活動への取組を進めていきます。
- 「親学」の推進と連携し、保護者への読書に関する情報の提供などによる啓発にも努めます。
- 各施設の職員や地域の支援者が、読み聞かせの技術向上や子どもの読書に関する知識や新しい情報を得られるよう、学習機会の充実を図ります。
- 各施設での図書スペースの確保や掲示物の工夫などにより、読書環境の整備に努めます。
- 保育所・幼稚園への読書活動支援のため、市図書館における団体貸出用の図書の充実、おすすめ本リストの提供、職員への読み聞かせ研修の実施などに努めるほか、保育所・幼稚園への図書の配送も検討します。
- 市図書館から子育てサロン等の子育て支援拠点施設へのネットワーク拡大などにより、読書活動支援を充実します。

### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
19	子どもの読書に関する保育・教育活動の充実	児童館運営《19-1》 子育てランド事業《19-2》 宮っ子ステーション事業《19-3》	子ども未来課 保育課 生涯学習課
20	職員等の子どもの読書活動関連研修の充実	職員の学習機会を充実します。	
21	図書スペースと図書の充実	園文庫（図書スペース）の整備・充実《21-1》 <b>★団体貸出サービスの充実（再掲）</b> <b>《21-2》</b>	保育課 図書館

☆：新規，★：拡充，太字：重点

## II 子どもの読書活動の推進体制整備と普及啓発の推進

### 1 子どもの読書活動推進体制の整備

#### (1) 市図書館・学校図書館等の連携の強化

##### 現状と課題

第1次計画により、子どもにとって最も身近な施設である小・中学校図書館の整備が進み、市図書館と学校図書館とを結ぶ物流、市図書館から学校図書館へ図書の巡回や希望図書の貸出、学校図書館担当者への研修支援等が実施されるようになり、子どもの読書を支えるための人的・物的条件は整ってきました。今後、学校図書館の運営や児童生徒への読書指導の内容をさらに向上し、読書力・読解力の向上を図るためには、学校図書館を支援する市図書館の役割がますます重要となります。

文部科学省による「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第2次）においても、公立図書館が地域の読書活動を支えるキーステーションとなり、学校図書館と連携・協力することが重要であるとし、団体貸出、学校での読み聞かせ、児童図書等の相互貸借、レファレンスなどの具体的サービスの実践を求めています。

本市では、小・中学生の読書量が飛躍的に増大しましたが、学校の段階が上がるにつれた読書量の低下は依然として見られます。小・中学生への読書支援をさらに豊かなものにしていくためには、市図書館における学校からのレファレンスへの対応や教職員の教育活動の支援、図書館間の相互協力等、サービス内容の充実など、より連携を強めていくことが必要となります。また、特に高校生の読書量が低いままであるため、今後は高校との連携による読書支援に取り組む必要があります。

また、本市にある大学・短期大学においては、各大学特有の専門図書を所蔵していたり、大学図書館の地域開放が進んでいたりすることから、高校生等をはじめ市民の利用を促進するなど大学図書館との連携が求められます。

##### 施策の方向

- 市図書館と学校図書館とがさらにネットワークを強化するため、私立校等への支援の検討や、利用が増大している学校希望図書貸出の充実を図るとともに、学校図書館への連絡や情報提供のため、教育情報ネットワークの活用や、インターネットを利用した「学校支援メニュー」の充実など情報化の推進を図ります。
- 市図書館において学校教職員や学校図書館担当者を支援するため、教職員が必要とする音楽CDの貸出やレファレンス、研修等を実施していきます。
- （仮称）第3図書館と近隣高校との連携をモデルとして、高校生がより身近に市図書館を利用でき、継続的に市図書館と関われる機会づくりを通じて、市図書館と高校との連携・協力を図ります。
- 他の公共図書館や大学図書館、国際子ども図書館等が行っている図書の相互貸借、レファレンスサービス、学校図書館向けの情報提供等の事業などを活用し、市図書館を介した連携・協力のネットワークづくりに努めます。

## 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
22	市図書館と学校図書館の連携・協力の連携・協力	<b>★市図書館と学校図書館のネットワークの充実（再掲）《22-1》</b> <b>★学校教職員の教育活動支援の充実《22-2》</b> <b>★学校図書館司書業務嘱託員研修（再掲）《22-3》</b>	図書館・学校教育課 図書館 学校教育課・図書館
23	市図書館と近隣高校との連携・協力の連携・協力	☆高校生ボランティアによるヤングアダルトサービスへの参画（再掲）《23-1》	図書館
24	他図書館との連携・協力の連携・協力	ICTを活用し、情報や資料の相互利用などを進めます。	図書館

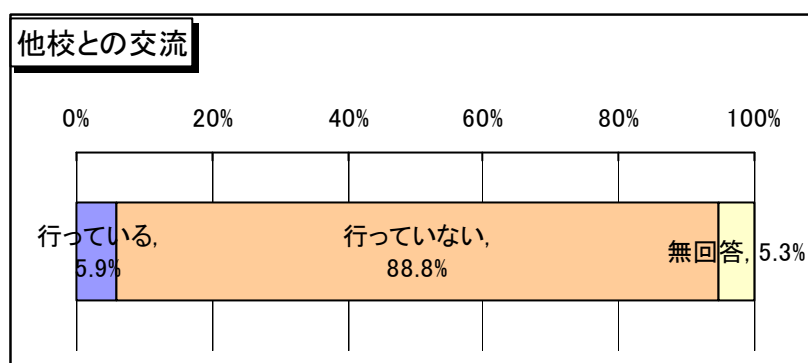
☆：新規，★：拡充，**太字**：重点

## （2）読書に関わるボランティアや民間団体等の連携・協力の促進

### 現状と課題

子どもの読書活動の推進のためには、ボランティアや民間団体などによる地域ぐるみの連携・協力が欠かせません。国の第2次計画においても、地域における取組として「公立図書館に係る人材の育成」や「民間団体の連携・協力の促進に対する支援」が必要であるとしています。

学校で読み聞かせをしているボランティアの方へのアンケートによると、個々の学校で活動している方々が、活動方針や活動の継続等の問題に悩んでいることがわかります。現在図書館では、図書館や学校で活動するボランティアの研修会をそれぞれ実施していますが、今後、図書館が中心となり、さまざまな場で活動するボランティア同士の交流や研修を進め、活動の促進や充実を図る必要があります。



平成20年度 宇都宮市学校読み聞かせボランティアアンケートより

さらに、子どもの読書活動推進の動きを地域社会全体で進めていくためには、子どもの読書推進に関わるあらゆる業界の人や団体が、それぞれが意見を出し合い、役割に応じた活動を通して、「子ども読書のまち宇都宮」を盛り上げていく必要があります。

#### 施策の方向

- 地域や学校等で活動しているボランティアに対するステップアップ研修を行うとともに、ボランティア同士が情報交換するための交流の機会を増やしていきます。
- 図書館と協働して指導的役割を果たすことのできるボランティアや市民団体に対し、栃木子どもの本サマースクールなどの子どもの読書推進のための活動を支援していきます。
- 学校や図書館、地域のボランティアや団体のほか、大学や企業、民間事業者、学識経験者等のネットワーク形成を支援し、情報交換や啓発活動を行っていきます。

#### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
25	読書に関わるボランティアや団体等のネットワーク形成への支援	<b>★学校図書館支援ボランティア研修会・交流会（再掲）《25-1》</b> <b>☆（仮称）子ども読書のまち宇都宮ネットワークの支援《25-2》</b>	図書館・学校教育課 生涯学習課・図書館

☆：新規，★：拡充，太字：重点

### （3）行政における推進体制の整備

#### 現状と課題

本市の行政内部においては、第1次計画を契機として、子どもの読書活動を推進するための庁内連絡会議が定期的で開催されるようになりました。

また、図書館、学校、保育所、生涯学習センター等において子どもの読書活動を推進する事業が数多く実施されていますが、市の関連施設間において情報の交換や相互協力などが必ずしも十分には行われておらず、全ての子どもたちが等しく、気軽にその活動や事業に参加できる状況にないことから、各施設間においても情報を共有できる体制を構築することが必要です。

#### 施策の方向

- 本市の子どもたちが等しく読書活動や関連する事業に参加できるよう、市の関連施設において、計画的に子どもの読書活動を推進するための庁内連絡会議の活動を充実します。
- 生涯学習推進本部などの庁内組織を活用し、生涯にわたる継続的な読書活動の推進を図ります。

### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
26	関係部局による連携・協力体制の整備	子どもの読書活動推進のための庁内連絡会議の充実 生涯学習推進本部等の活用	図書館 生涯学習課

☆：新規，★：拡充，太字：重点

## 2 子どもの読書活動の普及啓発の推進

### (1) 各種関連情報の収集・提供

#### 現状と課題

家庭における読み聞かせや、子どもが読書に親しむために家庭で習慣付けることの重要性について、理解の促進を図るには、さまざまな媒体を使った持続的な啓発の取組が必要です。国の計画においても、読書に関する情報を家庭に向けて発信することや、図書館の情報化の必要性が提示されています。

子どもの読書活動に関連して、本についての情報や本の活用など、多くの情報がありますが、インターネットや携帯電話をはじめとする情報化の進展により、公の機関等からの一方的な情報伝達だけでなく、コミュニケーションツールとして誰もが情報の収集や発信ができるようになるなど、情報伝達の手段が多様化しています。

今後は、図書館が持っている情報拠点としての特性を活かし、図書館をキーストーンとして情報の収集と発信を行えるよう、ICTなどさまざまな技術や手段を用いて、図書館の情報を他に活用できるよう努めていきます。

#### 施策の方向

- インターネットや携帯電話などのICTを用いて、いつでもどこでもアクセスできる情報を市民のもとに届けられるよう、図書館のホームページの充実に努めます。
- 地域・学校・図書館などの場で、あらゆる機会に図書館の持つ読書情報やノウハウを提供し、子どもや保護者に対し、読書の大切さを伝えていきます。

### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
27	各種媒体（インターネット、広報紙等）による読書関連情報の提供	図書館報の配付《27-1》 ★ICTの活用による読書情報の提供（再掲）《27-2》 親学情報誌の発行（再掲）《27-3》	図書館 図書館 生涯学習課

☆：新規，★：拡充，太字：重点

## (2) 総合的な啓発活動の推進

### 現状と課題

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、理解を広めることが重要です。

子どもたちをはじめ、地域社会全体で読書活動への取組の機運が高まり、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、効果的な啓発・広報活動を展開する必要があります。

国は、子ども読書の更なる普及啓発のため、「子ども読書の日」「読書週間」「国民読書年」等にふさわしい行事の実施を奨励していますが、このような読書啓発の機会を生かした取組も必要です。

### 施策の方向

- 子どもの読書活動の普及のため、「子ども読書の日」や「読書週間」などの時期に行なわれる関連事業を集約し、全市一体的な周知を行います。
- 本市や国などの子ども読書活動推進の機運の高まる機会を捉え、子どもの読書活動をテーマとする総合的な啓発・交流事業を行います。
- 市内で開催される子どもが参加したり、子どものための活動を発表したりするイベントなど、様々な機会を捉え、積極的な啓発・広報活動に努めます。

### 施策の展開

施策番号	施策名	事業・取組等《事業番号》	関係課
28	全市的な啓発事業の実施	★子ども読書の日・読書週間関連事業の充実《28-1》 ☆(仮称)子ども読書のまち宇都宮・市民フェアの実施《28-2》	図書館 図書館・生涯学習課
29	子ども関連イベント等を通じた啓発活動の充実	宮っこフェスタや地域教育メッセなどの機会を通じて啓発活動を行ないます。	図書館・生涯学習課

☆：新規，★：拡充，太字：重点

## 第4章 計画の効果的な推進のために

---

本計画を効果的に推進するために、子どもの読書活動推進のための庁内連絡会議において、本計画に計上した事業の進捗状況を把握し、事業の継続的な進行管理を行います。

また、本市の子どもの読書活動に関する実態調査などにより、活動状況や読書に対する意識の変化、計画における目標の達成状況などを把握し、同会議において、計画全体の進捗状況を評価するとともに、必要に応じて事業の見直しを行います。



## 第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画事業一覧

事業番号	事業・取組名	関係課	重点 ●	新規・拡充 ★・★
1-1	親学情報誌の発行	生涯学習課	●	
1-2	ICTの活用による読書情報の提供	図書館	●	★
1-3	「ふれあいのある家庭づくり」事業	子ども未来課		
1-4	親学出前講座	生涯学習課		
1-5	家庭教育講座	生涯学習センター		
1-6	子育てサロン「にこにこ広場」	保育課		
1-7	乳幼児向けおはなし会	図書館		
2-1	宮っ子ふれあいブック事業	図書館・生涯学習課・子ども家庭課・保育課	●	
2-2	保護者のための読書相談の実施	図書館		★
3-1	子どものためのレファレンスや調べ学習への支援	図書館		★
4-1	ブックリストの作成・充実	図書館	●	★
5-1	「うつのみやこども賞」事業	図書館		
5-2	読書感想画展の充実	図書館		★
5-3	子ども読書推進事業	図書館		
6-1	高校生ボランティアによるヤングアダルトサービスへの参画	図書館		☆
6-2	ユース世代の本や読書に関する情報交換・発信事業の実施	図書館	●	☆
7-1	読書や図書館利用に障がいがある子どもたちのための資料やサービスの充実	図書館		
8-1	児童図書・ヤングアダルト向け図書の充実	図書館		★
8-2	子ども向け図書館ホームページの充実	図書館		★
9-1	研修会等への参加・司書研修	図書館		
11-1	生涯学習センター図書室等への図書奉仕員等の配置	生涯学習課・地区行政課		★
11-2	妖精ミュージアムにおける絵本の読み聞かせ	文化課		
11-3	宇都宮百人一首市民大会	文化課		
11-4	うつのみやジュニア芸術祭	文化課		
12-1	子ども読書推進事業（再掲）	図書館		
12-2	読み聞かせボランティア育成事業の充実	図書館・生涯学習センター	●	★
12-3	学校図書館支援ボランティア研修会・交流会の充実	図書館・学校教育課	●	★
13-1	団体貸出サービスの充実	図書館	●	★
13-2	ゆめのキャラバン事業	図書館		
14-1	読書活動への支援	学校教育課		
14-2	学校図書館・読書活動の充実	学校教育課		★
14-3	学校協力者「街の先生」活動事業	学校教育課		
14-4	学校訪問おはなし会	図書館		
15-1	学校図書館司書業務嘱託員の授業支援の充実	学校教育課	●	★
15-2	学校図書館活用研修	教育センター・学校教育課		

事業番号	事業・取り組み名	関係課	重点 ●	新規・拡充 ☆・☆
15-3	学校図書館司書業務嘱託員研修	学校教育課・教育センター・図書館		
16-1	学校図書館図書整備事業	学校管理課		
16-2	市図書館と学校図書館のネットワークの充実	図書館・学校教育課	●	☆
17-1	学校図書館の整備・充実（校舎大規模改修事業等に伴う実施）	学校管理課		
17-2	長期休業日における学校図書館の活用	学校教育課		
17-3	子ども情報センター事業	生涯学習課		
18-1	地域と連携した学校づくりの推進	生涯学習課・学校教育課	●	☆
18-2	学校図書館支援ボランティアの育成	学校教育課	●	☆
19-1	児童館運営	子ども未来課		
19-2	子育てランド事業	保育課		
19-3	宮っ子ステーション事業	生涯学習課		
21-1	園文庫（図書スペース）の整備・充実	保育課		
21-2	団体貸出サービスの充実（再掲）	図書館	●	☆
22-1	市図書館と学校図書館のネットワークの充実（再掲）	図書館	●	☆
22-2	学校教職員の教育活動支援の充実	図書館		☆
22-3	学校図書館司書業務嘱託員研修（再掲）	学校教育課・教育センター・図書館		☆
23-1	高校生ボランティアによるヤングアダルトサービスへの参画（再掲）	図書館		☆
25-1	学校図書館支援ボランティア研修会・交流会の充実（再掲）	図書館・学校教育課	●	☆
25-2	（仮称）子ども読書のまち宇都宮ネットワークの支援	図書館・生涯学習課	●	☆
27-1	図書館報の配付	図書館		
27-2	ICTの活用による読書情報の提供（再掲）	図書館	●	☆
27-3	親学情報誌の発行（再掲）	生涯学習課	●	
28-1	子ども読書の日・読書週間関連事業の充実	図書館		☆
28-2	（仮称）子ども読書のまち宇都宮・市民フェアの実施	図書館・生涯学習課	●	☆

計上事業の内訳

	事業数	内再掲事業数
全事業	59	8
重点事業	19	5
新規・拡充事業	28	6





# 資料編

## 目 次

資料 1	用語解説	1
資料 2	関連法令, 計画	5
資料 3	計画策定の経緯	22
資料 4	アンケート調査結果等 (抜粋)	23
資料 5	社会教育委員の会議からの意見	29
資料 6	図書館協議会からの意見	31
資料 7	パブリックコメントによる市民からの意見	32
資料 8	計画策定の体制	37

## 資料 1 用語解説

**ICT** : Information and Communication Technology 情報通信技術の総称。日本では同様の言葉としてITが普及しているが、近年はICTと表現されることが多い。第2次宇都宮地域情報化計画（H19.3策定）においてもICTと表現している。

**うつのみやこども賞** : 子どもによる児童文学作品評価への道を切り拓くことを目的とし、宇都宮市立図書館と宇都宮子どもの本連絡会が協力し、昭和59年から実施している児童文学賞。選定委員の子どもたちが実際に読み、子どもたち自身が協議して選んだ作品に贈る賞であることが大きな特長である。

**宇都宮市親力向上支援プラン** : 平成20年3月策定。家庭の教育力向上を図る取組を推進するための計画。

**宇都宮市学校教育推進計画** : 平成18年1月策定。豊かな心と健やかな体をもち、創造性や共生の精神を備えた宮っ子を育む教育活動の展開と、新しい時代にふさわしい学校づくりを進めることを目的とした計画。

**宇都宮市学校教育スタンダード** : 平成18年1月に策定した宇都宮市学校教育推進計画（『うつのみや“いきいき学校”プラン』）の中で、「未来を拓く人間力育成」を重点プロジェクトに掲げ、本市の学校教育が目指す児童生徒の姿や、そのための取組をまとめたもの。

**宇都宮市地域教育推進計画** : 平成20年3月策定。生涯学習の進展と、地域ぐるみの人づくりを推進するための計画。

**宇都宮市図書館機能・サービス向上計画** : 平成20年5月策定。宇都宮市図書館の組織体制や施策・事業についての計画。

**うつのみやジュニア芸術祭** : 宇都宮市（一部上三川町）の小中学校児童・生徒を対象とした芸術祭で、音楽、演劇、書道、美術、文芸の各部門に分かれ毎年開催している。

**宇都宮百人一首市民大会** : 宇都宮にゆかりのある百人一首の普及と短詩型文学の振興を図ることを目的に、一般市民を対象に毎年開催しているかるた大会。

**園文庫** : 保育園内に設けた図書スペース。

**親学** : 保護者が子どもをより良く育てるために、子育ての責務や親としての役割、子どもとのかわり方、地域の大人としてのあり方などを学ぶこと。

**親学情報誌** : 保護者自身による「親学」の取組を支援するために、乳幼児から小学校低学年までの子どもを持つ保護者を対象に配布している情報誌。通称『こどもるっく』。

**親学出前講座** : 保育園や幼稚園、小中学校などに保護者が集まる機会や、子育てサークルのグループ活動などに、職員等が出向き親学に関する講話等を行う。

**(仮称) 第3図書館** : 平成23年度に市南部地域で開館を予定している宇都宮市の新しい図書館。「子ども」をコンセプトとしている。

**学校段階**：小学校，中学校，高等学校の各段階。

**学校図書館**：小・中・高等学校に，法に基づき必置とされる図書館（室）。

**学校図書館支援ボランティア**：小中学校で，読み聞かせや学校図書館の運営援助など学校図書館が児童生徒に有効に役立つような様々な活動を支援するボランティア。

**学校図書館支援メニュー**：宇都宮市図書館ホームページの中のコンテンツで，市内小中学校のための蔵書検索予約システム。

**学校図書館司書業務嘱託員**：平成 18 年度より宇都宮市内小中学校図書館に配置された図書館専任の司書または司書教諭資格を持つ非常勤嘱託員。

**学校図書館図書標準**：文部省（当時）が 1997 年に告示した小学校の学校規模（学級数）による学校図書館の蔵書冊数の基準。

**学校訪問おはなし会**：図書館から職員やボランティアが学校へ出向き，読み聞かせやブックトークなどを行うこと。

**家庭教育講座**：生涯学習センター等において，家庭の教育力向上を図るため保護者等を対象に子どもの年齢や発達段階に応じて，よりよい子育てについての学習機会を提供するもの。

**教育情報ネットワーク**：教育センターと宇都宮市内の小中学校を LAN で結びメール等で情報を伝達するネットワークシステム。

**ケータイ小説**：携帯電話を使用して執筆し閲覧される小説。画面上の制約から改行の多用，記号化，横書きなどの特徴があり，編集や校正作業も十分でないという指摘もある。しかし，身近な恋愛などを題材とするものが多く，若年層などを中心に強い支持がある。

**国民読書年**：読書に対する国民の意識を高めるため，国会決議により 2010 年を新たに「国民読書年」とし，「政官民が協力し，国を挙げてあらゆる努力を重ねる」こととしている。

**子育てサロン**：幼稚園や保育園に通っていないおおむね 3 歳までの子どもの育児・健康に関する相談や情報の提供を行う施設。

**子育てランド**：幼稚園が積極的に施設を開放し，幼稚園の子育て支援機能を活用した，家庭や地域と連携した子育て支援活動を実施する事業。

**子ども情報センター事業**：子どもを対象とした様々な体験活動に関する情報，団体・グループ情報等の収集・提供・相談を実施する事業。情報誌『こどもックル』を発行している。

**子ども読書の日**：国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため，4 月 23 日を「子ども読書の日」と定め，各地で普及啓発事業等を行っている。

**子どもゆめ基金**：国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを支援し，子どもの健全育成の手助けをするための基金。

**司書教諭**：学校図書館法に基づいて設けられた、学校図書館の専門的業務を担当する司書教諭資格を有する教諭。

**市民活動**：市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活とコミュニティへの貢献を目的に、自発的に行う活動。

**生涯学習センター**：地域の学習ニーズに即応した生涯学習全般に渡る企画・調整・助言などの支援、先導的な事業の実施や学習プログラムの開発を行う施設。

**調べ学習**：「自ら学び自ら考える」自主的、自発的な学習。実地調査、実験・観察、聞き取りなどにより、調べ方、正確さ、情報の整理技術・表現方法を学んでいく学習。

**全校一斉読書（朝の読書）**：学校での読書推進のため、朝の授業開始前の10分など決まった時間に、全児童生徒が読書をする活動。宇都宮市では全小中学校のほか、一部の高等学校でも実施。

**選書**：図書を選択すること。または、精選された図書の意味。

**相互貸借**：複数の図書館の間で相互に資料の貸借を円滑に行うため、規定等をつくり、資料を貸借するしくみやきまり。

**第5次宇都宮市総合計画**：宇都宮市の未来の姿を描き、その実現に必要な取組をまとめた総合計画。

**団体貸出**：図書館が地域や職場の団体やグループなどに、図書館資料をまとめて貸出しすること。

**地域教育メッセ**：宇都宮市内を拠点に地域で教育活動を行っている、または、これから行う意欲のある市民活動団体や自主グループと市民が交流しながら、活動紹介や情報交換するイベント。

**地区市民センター**：市民の身近なところで行政サービスを提供するため、地域の幅広いふれあいの場、学習活動、まちづくり活動の拠点として、また、地域の身近な総合行政サービス機関として、窓口サービス業務や地域のまちづくり支援業務および生涯学習業務を一体的、総合的に展開する施設。

**チーム・ティーチング（T・T）**：同一の学習集団を複数の教師が一定の役割分担のもとに、協力して指導する方式。児童生徒の個別の課題に応じた、きめ細かく行き届いた指導が行えるという利点がある。

**読書感想画展**：毎年、市図書館が小学生を対象に、本を読んだ感想を絵にかいてもらい、図書館内に展示する事業。

**栃木子どもの本サマースクール**：子どもの読書を支援する民間団体である栃木子どもの本連絡会が主催し、毎年開催する子どもの読書活動に関するセミナー。

**読書週間**：11月3日（文化の日）の前後2週間、10月27日から11月9日までをいい、読書の普及・推進と出版文化の向上を目標とする全国的年中行事。

**乳幼児向けおはなし会**：0歳からの読み聞かせを促進するため、親子を対象として図書館などで催すおはなし会。年齢別に行われることが多い。

**ブックトーク**：あるテーマについてあらかじめ選んでおいた数冊の本を順序良く紹介すること。子どもの読書への興味を引き出すための手法のひとつ。

**ブックリスト**：ある基準で選択して、読書を薦めたり紹介するために作られた簡便な選定目録。

**不読率**：本や雑誌などをまったく読まない人の割合。

**「ふれあいのある家庭づくり」事業**：青少年を育てる家庭において、家族同士のふれあいをより深め、明るい家庭を築いていくことが健やかな青少年を育成していくためには重要なことから、「家族の絆づくりの推進」を重点施策とし、家庭の日啓発事業、一家庭一絆づくりの推進、食育の推進等を行うもの。

**文庫活動**：地域文庫や家庭文庫が行う様々な活動。子どもを主な対象とする活動が最も多い。

**街の先生**：宇都宮市内の小・中学校で、教育活動のねらいに即して、教科指導・環境づくり・安全確保など様々な活動の支援をする学校支援ボランティア。

**宮っ子ステーション**：国の「放課後子どもプラン」の宇都宮版として、子どもの安全、安心な居場所の確保と、様々な体験活動を通して児童を健全に育成することを目的とし、既存の「子どもの家」と「放課後子ども教室」との一体的な運営を目指した事業。

**宮っこフェスタ**：家族のきずなや子どもの健全育成について社会全体で考え、子育てに関する具体的な発表・情報交換、家族のきずなを深める場として開催する、家族で楽しめるイベント。

**宮っ子ふれあいブック**：1歳6か月検診時に、家庭での読書のきっかけ作りのため、読み聞かせを行うとともに、絵本や啓発ちらし等の入ったブックバックを受診者全員に手渡す事業。

**ヤングアダルト**：図書館の利用者層として、一般と児童の間にある中高生を中心に、若い世代を指す言葉。

**ユース世代**：若い世代。青年層。

**ゆめのキャラバン**：子どもに読書の楽しさを伝えるため、人形劇、ペープサート、エプロンシアターなどの手段を用いて活動する団体を、市内の学校や施設に派遣する制度。

**妖精ミュージアム**：うつのみや表参道スクエア5階に平成19年7月にオープンした、妖精に関する絵画や陶器、資料等を展示したミュージアム。

**レファレンス**：利用者の求めに応じて、情報や資料を提供することにより、援助すること。

## 資料2 関連法令, 計画

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。附 則この法則は、公布の日から施行する。

## 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

平成 20 年 3 月 11 日閣議決定

### 第 1 章 はじめに

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第 2 条）であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

子どもの読書活動を推進するため、これまでも様々な取組がなされてきた。例えば、平成 11 年 8 月には、読書の持つ計り知れない価値にかんがみ、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成 12 年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされた。平成 12 年 1 月には、国際的連携の下に子どものための図書館サービスを実施するため、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年 5 月に開館した。

さらに、国全体として子どもの読書活動を推進していくため、平成 13 年 11 月、議員立法により法案が国会に提出され、同年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）として公布・施行された。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4 月 23 日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 8 月、政府は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め（以下、「第一次基本計画」という。）、これを国会に報告した。

第一次基本計画期間中においては、平成17年に文字・活字文化振興法が成立したことを受けて、その後、文字・活字文化の振興に関する施策の推進も図られてきた。さらに、平成18年には約60年ぶりに教育基本法が改正され、これを受けて、平成19年には学校教育法等教育関連三法が改正されるなど、教育の基本理念にかかわる法律の改正が行われた。また、平成18年には、社会総がかりによる教育再生を目指し、教育の基本にさかのぼった改革を検討する「教育再生会議」が内閣に設置され、三つの提言及び最終報告がとりまとめられるなど、子どもの読書活動に関連する法整備等が進んだ。

他方、第一次基本計画期間中においては、例えば、学校における一斉読書活動の普及、公立図書館における貸出冊数の増加など、子どもの読書活動は進んだところである。しかし、依然として、小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしなくなる傾向にある点や、地方公共団体の取組状況に大きな差が見られる点などの課題は解決されていない。さらに、平成16年と平成19年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力の向上が課題であることも明らかになった。

このような第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「本計画」という。）を定めることとする。本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

## 第2章 第一次基本計画期間における取組・成果と課題

### 1 第一次基本計画期間における取組・成果

第一次基本計画期間において、以下のような取組が進んだ。

- ① 平成18年度末までに、全都道府県において法律第9条第1項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下、「都道府県推進計画」という。）が定められた（注1）
- ② 公立図書館と連携する学校が大幅に増加した（平成14年度：45.5パーセント、平成18年度：52.5パーセント）（注2）。
- ③ 平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が必置となり、12学級以上のほとんどの学校で発令されている（注3）。また、学校においてボランティアとの連携・協力が進み、特に、小学校におけるボランティアとの連携が進んだ（平成14年度：35.2パーセント、平成18年度：69.6パーセント）（注4）。
- ④ 学校図書館における図書数が一定程度増加する（平成14年度から平成17年度にかけて約1,550万冊増加）（注5）とともに、図書情報のデータベース（注6）化が進んだ（平成14年度：26.9パーセント、平成18年度：41.5パーセント）（注7）。
- ⑤ 平成14年度から平成18年度にかけて、「子どもゆめ基金」（注8）により、子どもの読書活動を支援する1,685団体への助成が行われた。

（注1）平成18年度「『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果」（文部科学省）より

（注2）平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注3）平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注4）平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注5）平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注6）データベース：必要に応じて資料等を検索できるように、コンピューターの磁気テープやディスクに組織的に蓄積したデータの集合のこと。

(注7)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より  
(注8)子どもゆめ基金:独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成金を交付する。

第一次基本計画期間における成果としては、以下のようなものが挙げられる。

- ① 平成3年度、15年度に行われた教育課程実施状況調査及び平成19年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全く、または、ほとんどしない」(全国学力・学習状況調査においては「全くしない」)と答えた割合は、小学生・中学生いずれも減少傾向にある。特に、中学生の減少は著しく、平成13年度から19年度にかけて約17ポイントの減少となった。また、平成14年度、15年度、17年度に高校生を対象に行われた教育課程実施状況調査においても、若干の減少傾向が見られた。
- ② 公立図書館では、児童書の貸出冊数が増加する(平成13年度:約12,500万冊、平成16年度:約13,500万冊)とともに、児童の帯出者数も増加した(平成13年度:約2,160万人、平成16年度:約2,360万人)(注9)。児童室を有する図書館が増加した(平成14年:1,751館、平成17年:1,870館)(注10)。
- ③ 全校一斉の読書活動を行う学校が増加した(平成14年度:74.3パーセント、平成18年度:84.2パーセント)(注11)。また、読み聞かせや「ブックトーク」(注12)を行う学校も増加した(平成16年度:46.8パーセント、平成18年度:52.2パーセント)(注13)。

(注9)平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注10)平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注11)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注12)ブックトーク:子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

(注13)平成16年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

## 2 第一次基本計画期間における課題

一方、第一次基本計画期間を経て、以下のような課題が見られた。

第一に、子どもたちの読書の取組状況について、依然、学校段階における差が生じている点がある。例えば、平成15年度に行われた教育課程実施状況調査によると、平日において読書を「全く、または、ほとんどしない」と答えた割合は、小学生28.3パーセント、中学生47.9パーセント、高校生61.3パーセントと、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。

第二に、読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著な点である。例えば、平成18年度末までに、法律第9条第2項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」(以下、「市町村推進計画」という。)を策定している市町村は24パーセント、策定に向けた作業を進めている市町村は15パーセント、策定に向けた検討を進めている市町村は34パーセントである一方、いまだ策定に向けた検討に入っていない市町村が28パーセントを占める(注14)など、市町村推進計画の策定状況にばらつきが見られる。また、平成17年現在も、市(区)町村別の公立図書館設置率は、市(区)97.9パーセント、町53.9パーセント、村22.0パーセントと、小規模自治体になるにつれ、図書館の設置が遅れている状況が続いている(注15)。小学校一校当たりの図書購入費(年間)の平均額を都道府県別に比較すると、最低17.8万円から最高67.2万円(平成17年度)と約50万円の開きが見られ(注16)、地域間の差が歴然としている。

第三に、学校図書館資料(注17)の整備が不十分な点である。学校図書館資料については、第一次基本計画策定時から改善傾向にあるものの、平成17年度末における学校図書館図書標準(注18)の達成状況は、小学校で40.1パーセント、中学校で34.9パーセントにとどまっている(注

19)。

第四に、子どもたちの読解力の低下である。平成16年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力が低下傾向にあることが示された。平成19年に公表された同調査からも、引き続き読解力の向上が課題であることが明らかになった。読書習慣がある子どもほど読解力に優れている傾向にあることから、読解力の向上のため、新聞や科学雑誌なども含めた、幅広い読み物に親しむことの必要性が指摘されている。また、「読む力」は「書く力」や「考える力」にも関連しており、読書後に自分の思いや考えを話したり書いたりする取組ともあわせた活動の重要性も指摘されているところである。

(注14)平成18年度「『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果」(文部科学省)より

(注15)平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注16)平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注17)学校図書館資料：学校図書館法第2条に規定する「図書館資料」をさす。以下、同じ。

(注18)学校図書館図書標準：平成5年に設定された学校図書館図書整備の目標。

(注19)平成18年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)より

### 3 第一次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第一次基本計画の策定からおおむね5年が経過する中で、関連法の整備をはじめ、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化した。そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として以下のようなものがある。

#### (1) 教育基本法・学校教育法の改正

平成18年12月、我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立するとともに、教育の理念を明確にするため、教育基本法が改正された。新しい教育基本法においては、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられている(第2条第1号)。さらに、義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」にあるとしている(第5条第2項)。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育(第10条)、幼児期の教育(第11条)、学校・家庭・地域の連携協力(第13条)についての規定が盛り込まれた。

また、平成19年6月には、新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正された。同法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられている(第21条第5号)。

#### (2) 文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」である(文字・活字文化振興法第1条)。このため、平成17年7月、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、文字・活字文化振興法が成立した。同法第3条第3項及び第8条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定している。また同法第11条は、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日を「文字・活字文化の日」と定めている。

#### (3) 図書館法の改正に向けた動き

昭和25年に制定された図書館法は、公立及び私立図書館の「図書館奉仕」に関する事項や司書の資格等について定めている。この図書館法については、新しい教育基本法や「新しい時代を切

り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月中央教育審議会答申）における提言等を踏まえ、図書館に、その運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務を課すとともに、司書及び司書補の資格要件の見直し等を行う改正法案が、平成20年2月29日に閣議決定され、国会に上程された。

#### **(4) 情報化社会の進展**

テレビ、ビデオ・DVD、インターネットなどの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により、多様かつ大量の刺激的な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになった。このような情報化によって利便性が向上した反面、近年、子どもたちのテレビ、インターネットサイトの見過ぎ、ゲームのし過ぎなどに伴う文字・活字離れが懸念されているところである。

#### **(5) 地方分権の進展**

平成11年のいわゆる地方分権一括法の成立を機に本格的に始まった地方分権の流れは、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に始まる三位一体の改革、また市町村合併の推進などにより、大きく進展してきたところである。さらに、平成18年末に成立した「地方分権改革推進法」は、国と地方の役割分担を明確にすること、その上で、地方公共団体が自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営をすることを目指している。

法律第4条においては、地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体においては、自らの判断と責任の下、このような責務を十分認識し、必要な体制の整備等に努めることが求められる。

### **第3章 基本的方針**

第2章において示された取組・成果と課題、情勢の変化等を踏まえ、次の基本的方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組む。

#### **1 子どもの自主的な読書活動の推進**

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、法律第2条や文字・活字文化振興法第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

#### **2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進**

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取

組を推進していくことが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

### 3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが重要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要である。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが肝要である。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

### 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に理解を広め、関心を高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

## 第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

### 1 推進体制等

#### (1) 国における子どもの読書活動推進体制の整備

本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図る。また、関係機関等の活動の円滑化を図るため、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。

#### (2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

法律第9条の規定により、都道府県、市町村は、それぞれ、都道府県推進計画、市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成18年度末現在、全都道府県において都道府県推進計画が策定されたものの、市町村推進計画の策定率は24パーセントにとどまっている（注）。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本にして、市町村推進計画を策定するよう努める。国は、本計画期間中に、50パーセント以上の市町村において市町村推進計画が策定されるよう、都道府県及び市町村の相談に応じることなどにより取組を促していく。また、都道府県は、域内の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行う。

あわせて、都道府県及び市町村は、本計画及び都道府県・市町村推進計画を推進するに当たり、

学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携・協力を図るとともに、関係者が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

さらに、地方公共団体間における各種情報の交換等が円滑に行われるよう、都道府県及び市町村は、それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備に努める。特に、市町村は、身近な地方公共団体としての重要な役割にかんがみ、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

(注)平成18年度『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果(文部科学省)より

### **(3) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援**

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、国及び地方公共団体は、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

## **2 財政上の措置**

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果をあげる観点から、有効性を検証するよう努める。

## **第5章 子どもの読書活動の推進のための方策**

### **家庭における子どもの読書活動の推進**

#### **1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割**

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが肝要である。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。

#### **2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組**

##### **(1) 家庭における理解の促進**

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効である。このため、図書館における保護者を対象とした講座、市町村が実施する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座、子育て支援の一環として図書館や公民館等において行われる読み聞かせ会など、親子がふれあう機会の提供を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図る。また、幼稚園、保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対し広く普及を図る。

##### **(2) 家庭に向けた情報提供**

ホームページなどにより保護者に対して家庭教育についての情報提供を行い、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解の促進を図る。

また、図書館で行われる読み聞かせ会など、家庭における読書活動に資する取組に関する情報を広く周知・広報することも重要である。

## 地域における子どもの読書活動の推進

### 【図書館】

#### 1 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館において、子どもは、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる。また、自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定・問題解決を図るなど、読解力や情報活用能力を身に付けることができる。他方、保護者は、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書等に相談することができる。

さらに、図書館においては、自ら読み聞かせ会やお話し会、子どもに薦めたい図書の展示会、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等を行っている。あわせて、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの相談対応等の支援や、図書館の諸活動を支援するボランティアが必要とする知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

このように、図書館は、地域における読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

#### 2 公立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

##### (1) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の実践

公立図書館においては、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）等を踏まえ、

子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、情報通信機器の整備等、子どもの読書活動を推進するための体制の整備に努めること

子どもを対象として、本に関する案内や助言を行ったり、本をめぐる意見交換の場の提供、オーサー・ビジット（注1）等の講座に取り組む等、多様な学習機会を提供すること

地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス（注2）等に努めること

公立図書館に登録しているボランティアは、平成17年現在、約7万人いるが（注3）、希望者に読み聞かせ等の活動の場等に関する情報を提供したり、ボランティア養成のための研修を実施するなど諸条件の整備に努め、本計画期間中に10万人を目指すこと。同時に、必要な知識・技能等を有するボランティアの参加を一層促進することによって、読み聞かせ会やお話し会、外国人の子どもたちへの対応等、子どもに対する図書館サービスを充実させることなどの取組が一層推進されるよう促していく。

（注1）オーサー・ビジット：著名な作家が、その個性と知識・技能を発揮して、それぞれの作者ならではの講演を実施すること。

（注2）レファレンス・サービス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。また、それにかかわる業務のこと。

（注3）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

##### (2) 地域の読書活動を支えるキーステーションとしての取組

###### ① 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進していくため、児童・青少年用図書の蔵書・貸出情報やお話し会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報等を、随時、地域住民に提供することは重要である。このため、子どもの読書活動の推進に資するコンテンツを作成し、図書館のホームページに掲載したり、メールマガジンを発行するなど、インターネットを活用した情報発信

の充実を促す。特に、ホームページについては、平成17年現在、全国の公立図書館の約56パーセントで開設されている（注4）が、本計画期間中に本館数の90パーセント以上の図書館で行われるよう促す。

（注4）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

#### ② 公立図書館や関係機関等との連携・協力

子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他の関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことは重要である。

また、公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携し、地域における子どもの読書活動を推進する取組の充実にも努めることも重要である。具体的には、公民館の図書室や保育所、児童館（注5）等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する

保健所・保健センターで実施される健診の際に、司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する

司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す「ブックスタート」運動を実施するなど

様々な機関との連携・協力が望まれる。このため、国は、これらの取組の積極的な推進を促す。（注5）児童館：児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」のこと。

#### ③ 学校図書館との連携・協力

公立図書館は、学校図書館と連携・協力することも重要である。このため、公立図書館の図書の学校図書館への団体貸出しを促すとともに、図書館職員が学校を訪問した際や児童生徒が図書館を訪問した際に、図書館職員による読み聞かせを行うなどの取組を促していく。

また、図書館間の連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンス・サービスの実施等の取組を促していく。

### 3 子どもの読書活動の推進のための公立図書館等の機能強化

#### (1) 公立図書館の整備

平成17年現在、公立図書館を設置する市（区）町村の割合は、市（区）で97.9パーセント、町で53.9パーセント、村で22.0パーセントとなっている（注6）。

地域における子どもの読書活動を推進するためには、身近なところで読書ができる環境を整備していくことが重要である。このため、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することを踏まえ、市町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

公立図書館が未設置の市町村は、今後、その解消に向けて、図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。新たな図書館の設置が困難な場合でも、都道府県立図書館や近隣市町村との連携等による読書環境の整備が望まれる。

既に公立図書館が設置されている市町村においても、地域の人口分布や人口構成、地形、交通網など地域の実情に応じて、分館や移動図書館の整備、公民館の図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などにより、地域の人々が身近なところでサービスを楽しむことができるよう、地域における読書環境の整備に努めることが望まれる。

他方、都道府県は、未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の重要性について理解を促すとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。  
(注 6)平成 17 年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

## **(2) 公立図書館の資料、施設、設備等の整備・充実**

地域における子どもの読書活動を推進する上で、公立図書館が積極的な役割を果たすためには、児童・青少年用の図書館資料(注 7)の充実に努めるとともに、利用者に応じた必要な施設・設備を確保することが重要である。

(注 7)図書館資料：図書館法第 3 条に規定する「図書館資料」をさす。以下、同じ。

### **① 図書館資料の整備**

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に、住民や地域の要望を踏まえ、豊富で多様な図書館資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備を図るよう引き続き努める。

### **② 移動図書館の整備**

移動図書館によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つである。このため、各地方公共団体は、公立図書館における移動図書館の整備や、その運行回数、サービスポイント(注 8)の拡充など、利用者の視点に立ったきめ細やかな運用に努める。

(注 8)サービスポイント：貸出しやレファレンス・サービスなど、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

### **③ 図書館の情報化**

平成 17 年現在、来館者が利用できるコンピューターは、都道府県立図書館で 96.8 パーセント、市(区)町村立図書館で 87.0 パーセント設置されており、このうちインターネット接続コンピューターは、都道府県立図書館で 79.0 パーセント、市(区)町村立図書館で 51.3 パーセントとなっている(注 9)。また、オンライン閲覧目録(OPAC)(注 10)の導入率は、都道府県立図書館で 96.8 パーセント、市(区)町村立図書館で 77.0 パーセントとなっている(注 11)。

情報化の急速な進展に対応するため、各地方公共団体は、来館者用コンピューターの設置率及びオンライン閲覧目録(OPAC)の導入率について、本計画期間中に 100 パーセントを目指し、公立図書館の情報化に努める。

(注 9)平成 17 年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注 10)オンライン閲覧目録(OPAC)：利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピューター化された目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。OPAC は、Online Public Access Catalog の略。

(注 11)平成 17 年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

### **④ 児童室等の整備**

平成 17 年現在、児童室を置く公立図書館の割合は、63.0 パーセントである(注 12)。国は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、各図書館で児童室や児童コーナーなど、読み聞かせや子どもが読書を行うために必要なスペースを確保するよう、引き続き促していく。

(注 12)平成 17 年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

### **⑤ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実**

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、平成 17 年現在、録音図書を所有する公立図書館は約 20 パーセント、点字図書等を所有する公立図書館は約 33 パーセントとなっている(注 13)。

こうした中で、地方公共団体は、障害のある子どものために、施設整備面での配慮、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実、貸出し及び閲覧業務の実施、図書館利用の際の介助、対面朗読、郵送や宅配による貸出し等の推進に努める。また、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件の整備・充実に努める。

(注13)平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

### **(3) 公立図書館の司書の養成・研修**

#### **① 司書の養成と適切な配置**

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導、ボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体は、司書の重要性についての認識を深め、適切な養成や配置に努める。

#### **② 司書の研修の充実**

公立図書館の司書は、児童図書や児童文学に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識・技術を有した上で、子どもや保護者に本の案内や助言を行うとともに、積極的に利用者の相談に応じることが望まれる。さらに、幼稚園や学校に赴いて、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、学校等との連携を行うことが求められる。

このため、司書がこれらの役割を果たしていくために必要な専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

### **【その他】**

#### **1 子どもの読書活動の推進における児童館の役割**

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっているため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

#### **2 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割**

子どもの読書活動を推進する上で、地域の大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

#### **3 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割**

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、図書や展示品の貸出しはもとより、インターネットによる児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童図書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、図書館や学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

## 学校等における子どもの読書活動の推進

### 【幼稚園等】

#### 1 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進する。あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

また、異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園、保育所等の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

#### 2 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園、保育所等においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

### 【小学校・中学校・高等学校等】

#### 1 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っている。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第5号)が新たに規定された。

また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされている。

これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進を図ることが必要である。

#### 2 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

##### (1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。その際、知的活動(論理や思考)、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力の育成に資する読書活動を推進することが求められる。このため、国語科を中核としつつ、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を推進する。また、既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動や、学校での読み聞かせなどの取組を一層普及させる。さらに、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定したりすることにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

他方、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくことも重要である。このためには、司書教諭のみならずすべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通

じた教職員間の連携を促していく。同時に、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

## **(2) 障害のある子どもの読書活動の推進**

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワーク（注14）の活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促進する。

（注14）視覚障害教育情報ネットワーク：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するインターネット上のサイト。視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や、視覚障害関連機関の情報交換を行う。

## **(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進**

子どもの読書活動を支援していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。平成18年5月現在、小学校の69.6パーセント、中学校の16.3パーセントで、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている（注15）。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの作成などの活動について、さらに地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図っていく。

（注15）平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

## **3 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化**

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

### **(1) 学校図書館の資料、施設、設備等の整備・充実**

#### **① 学校図書館資料の整備・充実**

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成19年度から平成23年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料を、情報が古くなった図書等の更新を行いつつ、約2,600万冊整備することとして、単年度約200億円、5年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられることとされている。第一次基本計画期間の終了に際しても、なお、学校図書館図書標準の達成が十分でない状況を踏まえ、各地方公共団体においては、学校図書館

資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、学校図書館図書標準の達成を目指す。

また、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

### ㊦ 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備を促していく。

### ㊧ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等が可能となる。

平成 18 年 3 月現在、コンピューターを整備している学校図書館の割合は 47.8 パーセントであり、そのうち校内 LAN（情報通信網）に接続している学校図書館は 54.8 パーセントとなっている（注 16）。また、平成 18 年 5 月現在、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で 37.6 パーセント、中学校で 38.5 パーセント、高等学校で 71.6 パーセントである（注 17）。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来から地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内 LAN で接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努める。

学校のインターネット接続についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より地方交付税措置等による整備が進められている。平成 19 年 3 月現在、公立学校における超高速インターネットの接続率は 35.0 パーセントである（注 18）が、接続率がおおむね 100 パーセントになるよう、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

（注 16）平成 17 年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）より

（注 17）平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注 18）平成 18 年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）より

## （2）学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

### ㊨ 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第 5 条及び附則第 2 項の規定により、平成 15 年度以降、12 学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進めていく。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を活用し、司書教諭の役割等について理解を図る。

## ② 学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用をさらに充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

## 民間団体の活動に対する支援

### 1 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、自発的に組織された約 5,700 のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている（注 19）。

（注 19）文部科学省委嘱 2003 年度「全国読書グループ総覧」（社団法人 読書推進運動協議会）より

### 2 民間団体の活動に対する支援

国は、子どもの発達段階に応じて、親子での読書活動、本のテーマや内容に沿った効果的な読書活動、読書から離れがちな中学生・高校生世代の読書活動を推進する方策に関する研究成果を普及する。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、指導的なボランティアの育成に取り組む。

さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講じることが期待される。

## 普及啓発活動

### 1 啓発広報の推進

#### (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（法律第10条第1項）に設けられたものである。

このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配付等を通じて全国的な啓発広報を推進していく。

#### (2) 各種情報の収集・提供

国は、子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な

取組等に関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、インターネット上に子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを開設し、関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行うことが期待される。

## **2 優れた取組の奨励**

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

### **(1) 優れた取組に対する表彰等**

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

### **(2) 優良な図書の普及**

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配付することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

### 資料3 計画策定の経緯

日 程	項 目	内 容
平成20年7月10日	第1回策定委員会・作業班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定体制等について</li> <li>・ 本市の子どもの読書活動の現状と課題について</li> <li>・ 計画の目標と基本方針（案）について</li> <li>・ 関連調査・ヒアリングの実施について</li> </ul>
平成20年7月～10月	関連調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般読書アンケート</li> <li>・ 子ども読書アンケート</li> <li>・ 高校生読書アンケート</li> <li>・ 親子読書アンケート</li> <li>・ 学校読み聞かせボランティアアンケート</li> </ul>
平成20年9月24日	第2回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の施策体系について</li> <li>・ 計画の計上事業について</li> </ul>
平成20年10月11日	高校生の情報交換会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いま高校生はどんな読書をしているのか</li> </ul>
平成20年10月31日	第3回策定委員会作業班の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>
平成20年11月11日	第2回策定委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>
平成20年11月13日	関係部長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>
平成20年11月21日	教育委員会での協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>
平成20年11月26日	図書館協議会での協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>
平成20年11月27日	社会教育委員の会議での協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案について</li> </ul>
平成20年12月26日～ 平成21年1月21日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案を公表</li> </ul>
平成21年1月28日	第3回策定委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント等の結果について</li> <li>・ 計画の最終案について</li> </ul>
平成21年2月13日	教育委員会での審議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定について</li> </ul>

## 資料4 アンケート調査結果等（抜粋）

### I 調査の概要

#### 1 一般読書アンケート

調査場所 市図書館，生涯学習センター，地区市民センター，コミュニティプラザ  
調査年月日 平成20年8月4日～17日  
対象者 19歳以上の一般市民  
回答数 1,098人（図書館 304人，生涯学習センター等 794人）

#### 2 子ども読書アンケート

調査場所 市図書館，生涯学習センター，地区市民センター，コミュニティプラザ  
調査年月日 平成20年8月4日～17日  
対象者 小学生，中学生，高校生  
回答数 1,360人（図書館 626人，生涯学習センター等 734人）

#### 3 親子読書アンケート

調査場所 市内保育園，幼稚園（抽出）  
調査年月日 平成20年9月8日～19日  
対象者 保育園，幼稚園に通う2歳児と5歳児の保護者  
回答数 949人（保育園 515人，幼稚園 434人）

#### 4 高校生読書アンケート

調査場所 市内県立高等学校，私立高等学校，特別養護学校  
調査年月日 平成20年9月8日～19日  
対象者 各校の2年生1クラス  
回答数 538人

#### 5 平成20年度「第2回 学校図書館に関する調査」より 児童生徒1人あたりの1か月の読書量（冊）

調査場所 市内小中学校  
調査年月日 平成20年11月  
対象者 各学年の1クラスを抽出

#### 6 学校読み聞かせボランティアアンケート

調査場所 市立小学校，中学校  
調査年月日 平成20年9月8日～26日  
対象者 学校で読み聞かせ等の活動をしているボランティア  
回答数 172人

#### 7 いま高校生はどんな読書をしているのか

（宇都宮の本好き高校生による情報交換会 in 図書館）

会場 市立図書館3階集会室  
実施年月日 平成20年10月11日（土）午後3：00～5：00  
参加者及び参加人数 15人

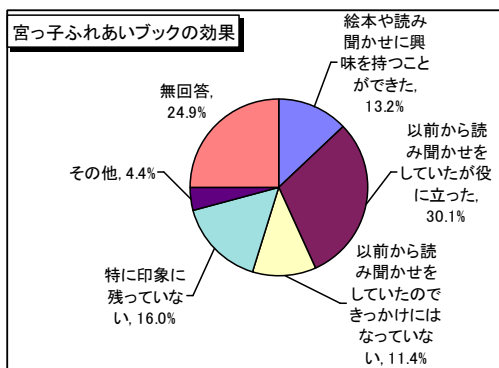
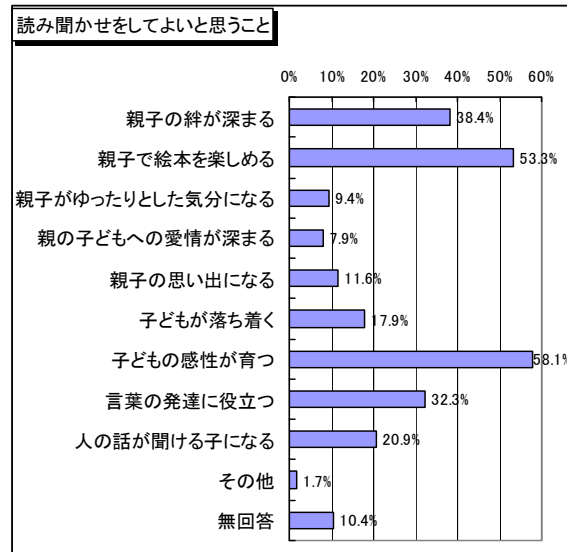
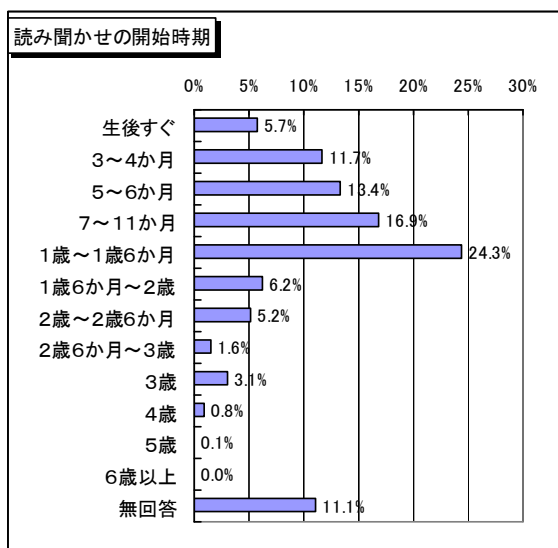
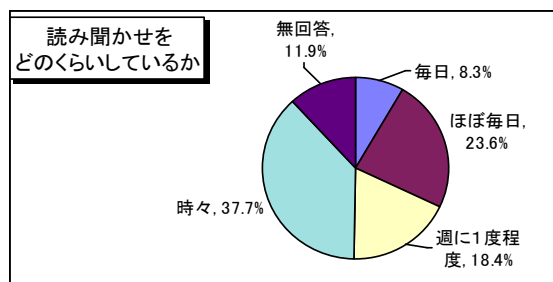
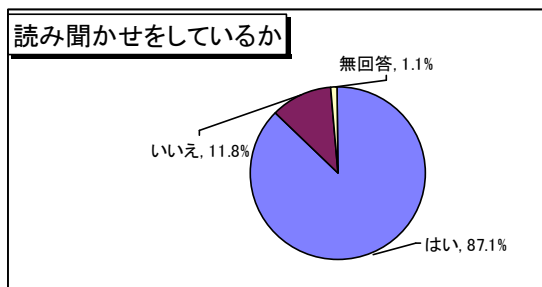
（宇都宮市内高校生9人，宇都宮市子どもの本連絡会2人，事務局4人）

## Ⅱ 本市における子どもの読書活動の現状

### 1 本市における子どもの読書の現状

#### (1) 乳幼児期から就学前までの読書傾向について

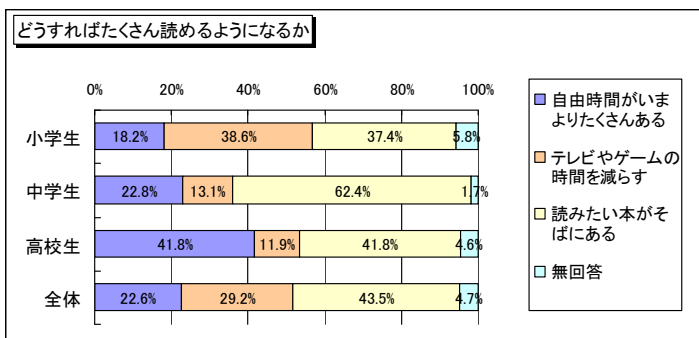
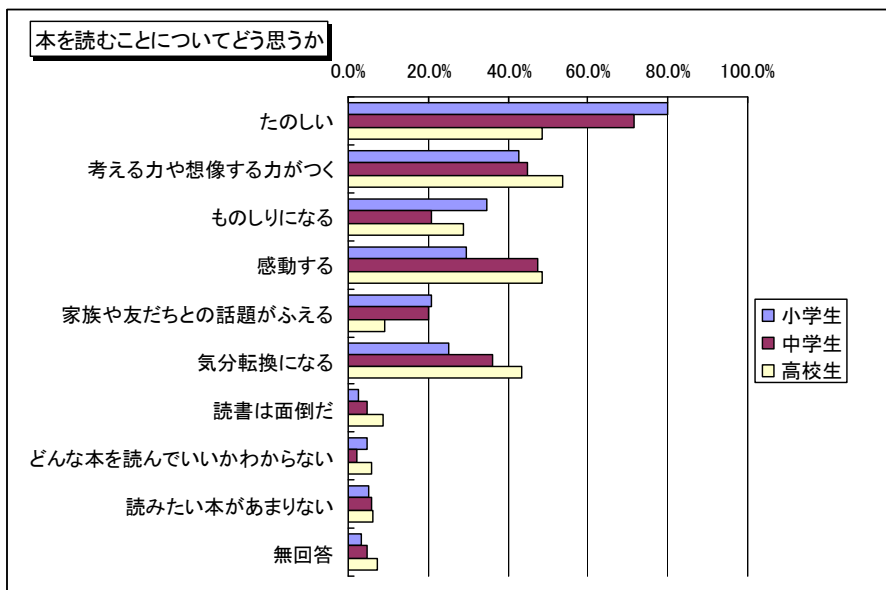
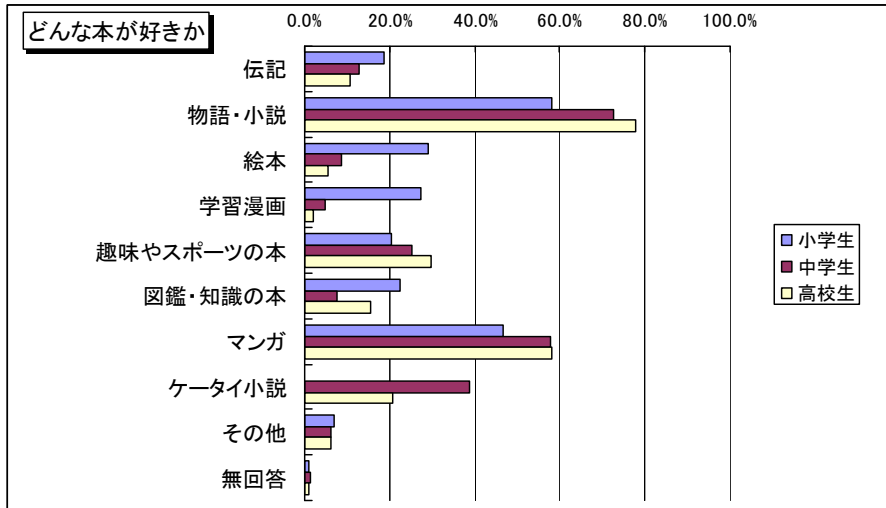
幼稚園・保育園に通う子どもを持つ保護者へのアンケートによると、9割近くが読み聞かせをしており、また半数以上が週に1度以上の頻度で行っている。「読み聞かせをしてよいと思うこと」の問いに対しても、「親子の絆」「親子で楽しむ」など親子のコミュニケーションに役立つことや、「感性」「言葉の発達」など言語能力の向上に関することなど、読み聞かせの効果を積極的に活かそうとする意見が多い。平成15年10月から開始した「宮っ子ふれあいブック」事業については、43.3%が「役に立った」と肯定的に捉えている。乳幼児期の読書に関する保護者の意識は高いと言える。



※回答者には、市町合併（平成19年3月31日）以前の「宮っ子ふれあいブック」の絵本の配布を受けていない人が含まれる。

## (2) 小中学生の読書傾向について

「どんな本が好きか」については、物語・小説が最も多く、中高生ではケータイ小説の人気も伺える。「本を読むことについてどう思うか」については、小学生で「たのしい」が最も多いが、学校段階が進むにつれ、「考える力や創造する力がつく」が増える傾向にある。「読書は面倒だ」など否定的な意見は少ないが、読書を妨げる要因としては、「テレビやゲームの時間（小学生）」「読みたい本がそばにない（中学生）」「自由時間がない（高校生）」と、学校段階による生活の現状が見て取れる。

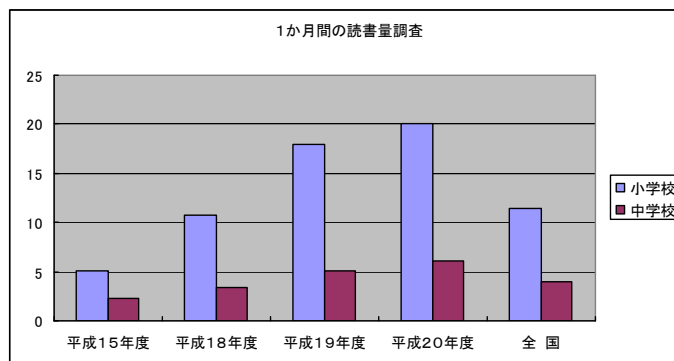


また、小中学校の調査によると、児童生徒の1か月当たりの読書量（冊）については、平成15年度と比べると、小学生は約3.9倍、中学生は約2.8倍の増加である。全国平均と比べると、小学生は約1.8倍、中学生は約1.6倍となっている。読書量が小・中学生とも伸びたのは、平成18年度より学校図書館司書が配置されたことなどにより、各学校における読書活動の充実が図られたためと考えられる。

### 児童生徒1人あたりの1か月の読書量（冊）

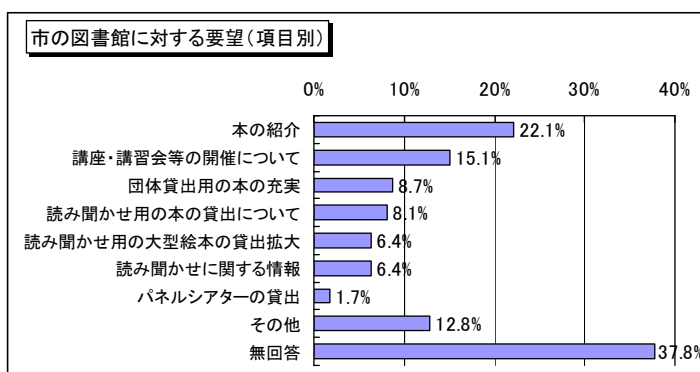
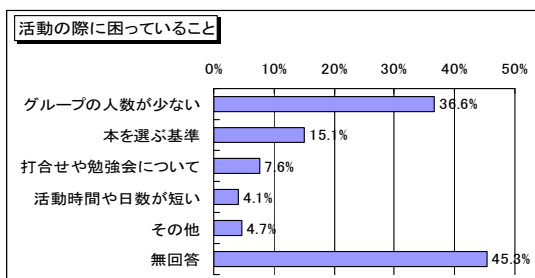
- 各学校において学年から1学級を抽出し平成20年11月に実施
- 家や学校などで読書や調べ学習に使った本の冊数（ただし、マンガや雑誌は除く）
- ※全国の数値は「平成20年度第54回学校読書調査」：全国学校図書館協議会による

	平成15年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	全国
小学校	5.1	10.8	17.9	20.1	11.4
中学校	2.2	3.4	5.1	6.2	3.9



### (3) 小中学校における読み聞かせボランティアの状況について

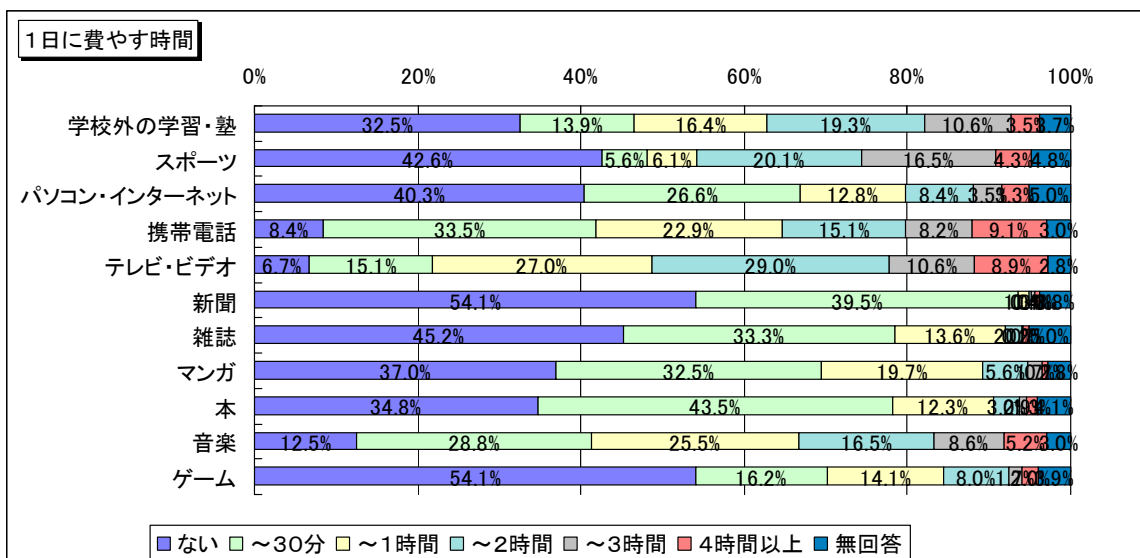
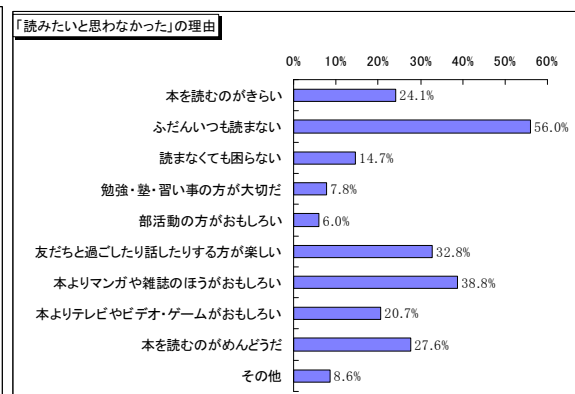
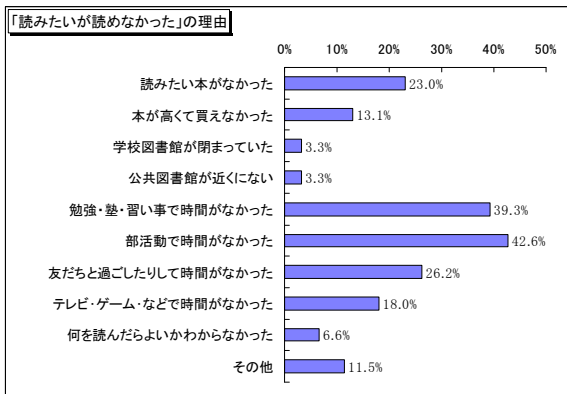
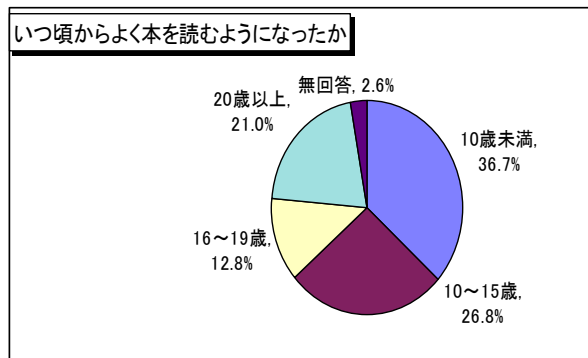
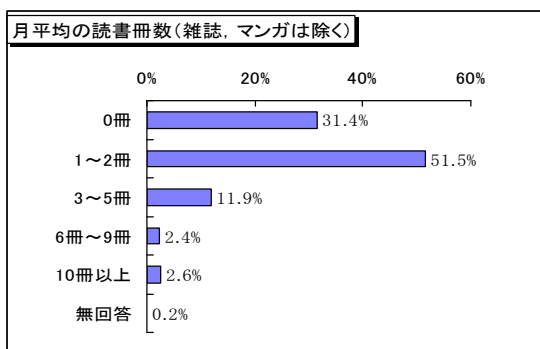
小中学校で活動する読み聞かせボランティアの問題点としては、「人数が少ない」が最も多い。また、活動で使用する本についての要望が多く、本選びや調達も課題といえる。

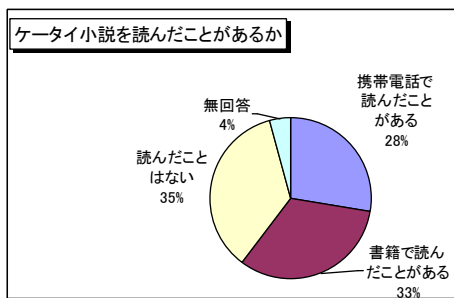


## 2 本市における高校生の読書の現状

### (1) 高校生の読書傾向について

今回行った市内高校生へのアンケート結果によると、1か月に1冊も本を読まない高校生は約3割であり、小中学生に比べて多くなっている。本を読まない理由については、「塾、習い事、部活動、友だちとのつきあい」などにより「時間がない」との理由が最も多く、忙しい高校生像が浮かんでくるが、「ふだんいつも読まない」「本を読むのがきらい」「マンガ・テレビ・ゲームの方がおもしろい」など、読書に親しまない高校生の姿も見える。ただし、一般読書アンケートにおいて「いつ頃から本をよく読むようになったか」の問いに対し、「高校生」の割合が最も低く、この時期を過ぎてから社会人になり、読書を再開しているという傾向も伺える。1日の生活時間を見ると、高校生は「携帯電話」にかなりの時間を費やすようになったことが、最近の顕著な傾向といえる。





## (2) いま高校生はどんな読書をしているのか

### (宇都宮の本好き高校生による情報交換会 in 図書館) 会議録【要旨】

小学 5, 6 年生のとき「うつのみやこども賞」選定委員だった人、高校の図書委員などが集まり、読書についての情報交換を行った。本好きが集まっただけあって、ファンタジーやライトノベルから純文学まで、幅広い本が話題となった。ケータイ小説は、「本好き」には評価が低かった。

高校生は読書や好きな本について語る場として、大変好評であり、こうした集まりが市内の高校生を横断的に結び、読書活動のけん引役になる可能性を感じた。

#### 《主な意見》

##### (1) 高校生の読書傾向報告（アンケート結果から）について

- ・正直、結構読んでいるな、という気がする。
- ・高校生というのは興味の方向性が分かれてくる時期なので、嫌いというわけでもなくとも一時的に読書から離れる、ということはあるのではないかな。
- ・読まない理由に無回答が多い。小中学生のうちに、日常生活に読書をするという習慣ができていなかった人がいるのではないかな。

##### (2) ケータイ小説をどう思う？

- ・パケット代（携帯電話のデータ通信料）には限りがあるため、無料で読めるものだけを選んで読んでいます。空いた時間に手軽に読むためのツールとしては便利だと思う。
- ・青空文庫など、著作権フリーで読める名作などは、たとえ携帯電話で読めても、「ケータイ小説」としてくられるカテゴリには入らないのではないかな。
- ・ケータイで読みやすい・読まれやすい文章にするには、画面の関係上、どうしても一文が短く、簡単にならざるを得ない。そのため、表現や内容が薄いものになると思う。
- ・はじめからケータイ小説として発表された作品に慣れてしまうと一般の本が難しく感じてしまい、本好きになるきっかけにはならないのではないかな。
- ・現在のケータイ小説の多くは、私的な作品が何のフィルターも通さず掲載され、それをあらゆる人が自由に読めてしまう。そういった点では内容の検証が甘く、あれを文学小説として小中学生に読ませるのは悪影響があり、危険なのではないかな。

##### (3) どうして本を読むのか

- ・小さい頃からの習慣だったため。家庭でもいつでも、本が身近にある状態だった。好きな作家ができるとその人が書いた作品だけでなく、あとがきを書いている本も読んだり、その作家がほめていると、他の作家の作品にも興味を持ったりする。
- ・読み聞かせをよくしてくれた両親の影響が大きい。
- ・知識を得るため新書を読んだりするが、何も考えないために読書をすることもある。
- ・自分ならこうする、自分ならこう思う、といったことを考えながら読むことが好き。
- ・ジャンルの違ういろいろな本を読むことによって、自分の意見をまとめるのに役立つことができる。

##### (4) 好きな本のことを話そう

- ・沢木耕太郎の旅の本「深夜特急」
- ・はやみねかおる（「うつのみやこども賞」受賞作家）の「怪盗クイーン」シリーズ
- ・江戸川乱歩の短編集、大藪春彦「蘇る金狼」「野獣死すべし」等のハードボイルド
- ・上橋菜穂子（文化人類学者）の「精霊の守り人」ほか
- ・遠藤周作「沈黙」などの名作
- ・鎌池和馬のライトノベル、韓国人女性作家によるファンタジー など

##### (5) 図書館に望むこと

- ・このような（高校生の情報交換会）機会を、ぜひまた作ってほしい（同意見多数）

## 資料5 社会教育委員の会議からの意見

- 1 開催日時：平成20年11月27日（木）  
午後3時30分～午後4時55分
- 2 開催場所：市役所14B会議室
- 3 出席委員：廣瀬委員長，工藤副委員長，江面委員，大野委員，櫛淵委員，山野井委員，塚田委員，若度委員，郷間委員，贅田委員，松江委員，石原委員，中島委員
- 4 主な意見

### ■これまでの取組と課題について

- ・宮っ子ふれあいブックは，1歳6か月より前に行えるとよい。
- ・読み聞かせなどは，子育ての一環として良いものである。
- ・学校図書館司書嘱託員は午後3時までの勤務であり，地域のボランティアが相談したい時間帯に不在である。
- ・読み聞かせボランティアの研修機会が少ない。
- ・宇都宮の読書活動については，うつのみやこども賞など，良い活動をしている。

### ■基本的な考え方について

- ・読書の計画は，一方で学力増進の計画でもある。
- ・指標については，中学生の冊数の指標の根拠は何か。
- ・中学校でも目標を持たせて読書をさせて，今の数を維持している現状がある。
- ・今後の読書冊数の増加を考えると，読書に対する意識の指標も，もう少し高い指標でも良いと思う。

### ■子ども読書活動推進のための具体的方策について

- ・図書館から幼稚園や保育園への支援ができるとよい。
- ・どこに行っても本があるような生活ができるとよい。
- ・魅力ある学校づくり地域協議会でも今まで読書を話題にしたことがないので，今後取り上げたい。
- ・読み聞かせなど読書に関係するボランティア活動は学校のボランティア活動の入り口である。学校で活動するボランティアの半数以上は読み聞かせとなっている。
- ・西原小では，魅力ある学校づくり地域協議会の活動に，読み聞かせの会を入れていて，モデルになると思う。学校に関わるボランティア活動において，読み聞かせの活動は，きわめて主体的な活動になっている。
- ・ボランティアにも学校図書館の貸出カードを出してもらっており，このまま行っていただきたい。
- ・小学校ではボランティア個人の努力に任されていることもある。学校でどうして行くのかということがあまい。
- ・ボランティアが中学校に入りにくいという面もある。読み聞かせなどは，中学生の聞く態度が気になって，もう行きたくないということがある。中学生にも聞いてもらえる技量がないと継続されない。
- ・各学校では，影絵を取り入れるなど様々な取組をしている。それらを情報交換していければ，いいのではないか。
- ・多くの子どもたちが社会参加できる事業を実施してほしい。
- ・大学図書館も開放しているので，もっと使ってもらえればと思う。
- ・図書購入費は目立たないが獲得できるようがんばって欲しい。

### 社会教育委員名簿

氏 名	役 職 等
江 連 良 治 江 面 一 雄 大 野 薫 石 嶋 勇	栃木県立聾学校長 宇都宮市中学校長会長 宇都宮市小学校長会長 宇都宮地区幼稚園連合会長
石 下 光 良 櫛 淵 澄 江 山野井 暉 橋 本 昭 次 塚 田 栄 一 若 度 哲 久 郷 間 雅 美 奥 田 敬 子 贅 田 敦 子 松 江 比佐子	宇都宮青年会議所理事長 宇都宮市地域婦人会連絡協議会長 宇都宮市体育協会会長 宇都宮市文化協会副会長 宇都宮市子ども会連合会長 宇都宮市PTA連合会長 地域まちづくり協議会連絡会議長 宇都宮市青少年指導員会副会長 ちいきねっとわーくせんたーごえもん代表 チャイルドラインとちぎ副理事長
吉 野 ひろみ 廣 瀬 隆 人 石 原 栄 子 増 山 均 工 藤 正 志 中 島 宏	アサヒクッキングスクール校長 宇都宮大学教授 (委員長) 作新学院大学女子短期大学部教授 早稲田大学教授 宇都宮市議会議員 (副委員長) 宇都宮市議会議員

## 資料6 図書館協議会からの意見

- 1 開催日時：平成20年11月26日（水）  
午前10時～午前11時31分
- 2 開催場所：市立図書館 集会室
- 3 出席委員：佐々木委員，設楽委員，田村委員，平野委員，小川範子委員，麦倉委員，  
山田委員，小川久美子委員
- 4 主な意見
  - これまでの取組と課題について
    - ・小学生の1か月の読書量が増加した要因は，全校一斉読書の実施，調べ学習の実施，学校図書館司書の全校配置によるものであり，評価できる。
    - ・学校への専任司書の配置，宮っ子ふれあいブックなどは，成果があがっている。
  - 子ども読書活動推進のための具体的方策について
    - ・「子ども読書のまち宇都宮」をどのような方法で実現するのか明らかにしてほしい。
    - ・高校生の読書量の目標冊数を達成できるような具体的事業を考えるべきである。
    - ・高校に図書の貸出などの支援ができるとよい。
    - ・小さい頃からの読み聞かせなど読書に親しむ機会が多い方が，高校生になってからの読書量に影響する。保護者の意識改革も必要である。
    - ・高校生が読みたい本は図書館では貸出中なので，人気のある新着本の貸出方法の検討などをお願いしたい。

### 宇都宮市図書館協議会委員名簿

氏名	役職等
石 嶋 勇	宇都宮地区幼稚園連合会長
設 楽 富 男	宇都宮市小学校長会学校図書館部会長 (副会長)
田 村 紀 子	宇都宮市青少年団体連絡協議会副委員長
亀 山 弘 美	宇都宮市PTA連合会副会長
奥 田 敬 子	宇都宮市社会教育委員
平 野 みち子	宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員
吉 澤 亜希子	宇都宮女性団体連絡協議会副会長
佐々木 一 隆	宇都宮大学教授 (会長)
小 川 範 子	宇都宮子どもの本連絡会長
麦 倉 仁 巳	宇都宮市身体障害者福祉会連合会長
山 田 孝 英	公募
小 川 久美子	公募

## 資料7 パブリックコメントによる市民からの意見

### 1 パブリックコメントの実施状況

- (1)意見募集期間 平成20年12月26日(金)～平成21年1月21日(水)
- (2)閲覧場所 市ホームページ, 生涯学習課, 行政情報センター, 図書館, 生涯学習センター, 地域自治センター, 地区市民センター
- (3)意見の応募者数と件数  
 応募者数: 7名 【内訳】男女内訳: 男1名, 女6名  
 意見件数: 27件 年代内訳: 30代1名, 40代2名, 50代2名, 60代1名  
 未記入1名

#### (4)提出方法の内訳

	郵送	FAX	Eメール	持ち込み	合計
人数	1	5	1	0	7

#### (5)項目別意見数

No.	項目	意見数
1	計画全体について	3
2	これまでの取り組みと課題について	7
3	基本的な考え方について	3
4	施策Ⅰ「家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進」について	7
5	施策Ⅱ「子どもの読書活動の推進体制整備と普及啓発活動の推進」について	4
6	その他	3

### 2 意見の概要と市の考え方

#### (1)計画全体について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	この計画には大いに期待している。宇都宮市が“子ども読書のまち”として全国的にも誇れる市になれば、本当にうれしいことである。	市図書館の児童図書の貸出冊数は中核市の中でも上位にあり、地域や学校で子どもの読書に関わるボランティアも年々増加しています。こうした実績を生かし、“子ども読書のまち”の実現に取り組んでまいります。
2	図書館や学校で子どもの読書関係ボランティアとして携わってきた者として、今回の第2次計画におおむね賛同する。市には、その基本的な考え方に基づいて、子どもの読書活動推進の方策をいっそう進めていってほしい。	
3	“子ども読書のまち宇都宮”という実態はあるのか。これから目指すということか。	

(2) これまでの取組と課題について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	第1次計画の成果として、目に見える数字としても子どもたちの読書量が増えたことが明らかになり、大変うれしくまた誇らしく思う。	本市の子ども読書量は格段に増加しており、全国平均と比較しても高い水準にあります。これは、全小・中学校における全校一斉読書（朝の読書）、学校図書館司書業務嘱託員の配置、学校図書館図書計画的購入、小・中学校への市図書館図書の搬送の開始などの取組により、各学校における読書活動の充実が図られたことが大きな要因と考えております。今後は、現在の読書量の維持・増加を目指すとともに、目的に応じた選書や適切な資料の活用などを通して、子どもがより自主的な読書活動に取り組み、読書の効果を多方面へ広げるよう読書の質を高めることに重点を置いてまいります。（第2章-2（1）子どもの1か月の読書量）
2	読書量が短期間にこれだけ増えたことは、子どもたちの潜在的な読書力をうまく引き出すことによるこれからの可能性を強く感じた。ただ、目に見える数字はあくまでもひとつの目安であり、その質と広がり、活用など、数字以外のことの成長にこそ目を向けてほしいと思う。	
3	これからの課題として分析されているように、これからは、目には見えない読書の質を上げていくことが大事だと思う。	
4	読書生活の生涯にわたる習慣化、定着を図るには、小学校高学年や中高生の時期の読書が重要だが、今現在はまだ弱い部分であり、本のことをよく知る大人の手助けが十分でない状況がある。	ご指摘のとおり、学校段階が進むにつれて読書量が減る傾向にあります。今後は、これまでの取組が薄い高校生等の青少年に対する施策を強化することにより、子どもの成長段階に応じて継続性のある読書活動の推進を図ります。（第2章-4重点テーマと重点事業）
5	計画書を読んで初めて「読書ボランティア」の活動を知った。とてもすばらしい活動だと思うので、もっと周知したほうがいい。	地域や学校、図書館などで、多くの読書ボランティアが活躍しています。今後“子ども読書のまち宇都宮”を進めていくためにも、子どもの読書活動を支える地域の人材育成を重点テーマのひとつとし、周知に努め、活動を支援してまいります。（第2章-4重点テーマと重点事業）
6	ケータイ小説に関して取り上げられていたが、子どもたちには刺激が強いものが多いように感じるので、あまり薦めてほしくない。	ケータイ小説の読書を薦めるという考えは現在のところありませんが、高校生に携帯電話が浸透している状況も踏まえ、図書館の蔵書検索など携帯電話を情報端末として活用することを検討していく予定です。また、司書が各世代に向けブックリストを作成し、良書の紹介に努めてまいります。（第1章-1（3）本市における子どもの読書活動について、第3章I-1家庭における子どもの読書活動の推進、第3章I-2（1）市図書館における子どもの読書活動の推進）
7	中学校の図書室は、昔のイメージは良くないが、今は学校司書がいることもあり、とても楽しい場所になっているようである。	ご指摘のとおり、学校図書館司書業務嘱託員の配置や蔵書の充実等により、学校図書館は、格段に利用しやすく楽しい場所になり、児童生徒の利用も増加しました。今後計画により、更なる充実を図ってまいります。（第3章I-3（2）学校図書館の整備・充実）

(3) 基本的な考え方について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	「もっと。ずっと。グンと。」という目標のスローガンもわかりやすく、活動を推進するという意気込みが感じられて、すばらしいと思った。	計画の基本目標は、親しみやすくわかりやすい表現を心がけてつくりました。この目標を広く周知し、計画を推進してまいります。(第2章-1 基本目標)
2	個々の計画の達成には、きちんと指標も示されているので、検証を怠りなく着実に具体的方策を積み上げていただけるものと期待する。	第1次計画の指標の達成状況を鑑み、第2次計画でも指標を掲げて計画の進行管理をしてまいります。(第2章-2 計画の指標)
3	子どもだけでなく大人も読むことを目標としたい。目標値を見ると、子どもの読書量は多すぎるくらいかもしれない。	普段の読書だけでなく、調べ学習等で本を使用することも含め、目標値を設定しています。子ども時代からの読書の習慣づけにより、大人になっても読書に親しむということを、最終的な目標としてまいります。(第2章-2 計画の指標, 4 重点テーマと重点事業)

(4) 施策 I 「家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進」について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	小中学生の読書量が飛躍的に増えた背景には、全学校図書館への司書業務嘱託員の配置がある。これから読書の質を高めていく上においても、施設や計画を整備するだけでなく、それを動かしその成否を握るのは人である。学校図書館司書業務を担う人は、本来ならば安定した正規雇用とすることが望ましいが、せめて契約更新を可能にして、資質の向上や経験の蓄積を可能にしなければならない。この点は読書推進の要となると思うので、ぜひご一考願いたい。	ご指摘のとおり、子どもの読書活動の推進にとって、学校図書館司書の役割は、非常に重要であると考えております。本市において、専門的資質の向上した学校図書館司書業務嘱託員が、今後も継続して充実した指導を行うことができるよう、その人的資源を効果的に活かす人材確保の仕組みを検討してまいります。(第3章 I-3 (1) 学校における子どもの読書習慣の形成)
2	学校図書館司書をせっかく専任にしても、結婚や出産で退職し、毎年のように慣れた頃に交替される。仕事内容や、学校側の協力と理解を、どの学校も同じようにしていただき、長く続けて経験を積み、よい学校司書になっていただけるよう待遇改善をお願いします。	
3	司書の先生が全校に配置され専門性が強化されたことはうれしいことだが、これからより子どもたちに読書の楽しさをアピールできる、人間的にも魅力あふれる方でいてほしい。	学校司書の役割と責任は、子どもの学校生活を充実する上でも、大変大きく重要であると認識しており、専門研修を通して司書の育成に努めてまいります。(第3章 I-3 (1) 学校における子どもの読書習慣の形成)

4	学校図書館が地域のボランティアの方たちの協力を得て、楽しいイベントをやってみてはどうか。例えば“たてわり班”の子どものグループを単位としたウォークラリーなど。	各学校では、読書週間等において、エプロンシアターや影絵集会などの、読書に親しむきっかけ作りとなる活動に取り組んでおります。今後も児童生徒の興味関心を生かして、教職員とボランティアが協力し合いながら、よりよい読書生活を支援してまいります。(第3章I-3(1)学校における子どもの読書習慣の形成)
5	中高生の読書について、『これだけは読んでほしい』本をリストにして配り、朝読の選書に役立ててほしい。図書館には小学生の学年別おすすめ本の棚はあるが、中学生、高校生向けの棚も目に付くところにおいてほしい。	図書館では小学生のブックリストを作成していますが、今後中学生、高校生向けを作成し、読書活動の支援に役立てていきたいと考えています。また、ご指摘を受け、図書館のヤングアダルトコーナーを中高生により親しんでもらえるよう、本のレイアウトや展示などを工夫していくことを、第3章の具体的方策の「市図書館の整備・充実」中に明記いたしました。(第3章I-2(2)市図書館の整備・充実)
6	子どもたちに読んでもらいたい本を学校や図書館などで具体的にあげてもらえると助かる。	
7	学校図書館の蔵書を充実してほしい。	常に新しい図書への入れ替えをしたり、社会や産業など蔵書数の低いジャンルの図書を増やしたりしながら、計画的な各学校の蔵書の充実に努めます。(第3章I-3(2)学校図書館の整備・充実)

(5) 施策Ⅱ「子どもの読書活動の推進体制整備と普及啓発活動の推進」について

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	親自身の意識の向上も大切である。子どもと一緒に読書活動することは、親の楽しみでもあり、視野を広げ、読み聞かせボランティアなど社会参加へのきっかけにもなる。家庭で、子どもが小さいうちだけでなく、大きくなった子どもと本について語り合うなど、親もかかわった形での活動をしたい。	ご意見のとおり、本を読む子を育てるには、親を含む大人の意識改革が不可欠です。本計画では、「親学」の推進とあわせて、「読み聞かせ」や「家読(うちどく)」など家庭での読書活動についての意識啓発に努めるとともに、地域ぐるみで子どもの読書活動の支援を通して大人の読書への理解を促し、生涯に渡る読書を推進してまいります。(第3章I-1家庭における子どもの読書活動の推進)
2	大人が読書の良さや楽しさを示せば、子どもも興味を持つと思う。周りの大人が読書を楽しむためにも、図書館や学校の図書室を利用し、小学校でも親向けの本などの紹介をすれば、親の啓発になると思う。	
3	子どもたちの主体的な読書活動が継続されるような意識の向上には是非努めていただきたい。	読書活動が地域に根付き、息長く幅広いものとなるよう、学校や図書館、現在活動しているボランティアのみならず、地域団体や民間事業者なども交えた地域ぐるみによる子どもの読書活動への取組を推進してまいります。(第3章Ⅱ-2(2)総合的な啓発活動の推進)

4	重点事業に「(仮称) 子ども読書のまち宇都宮・市民フェア」があるが、大人の市民の関心を引くにはよいと思うし、楽しみである。昨今の経済状況から、無駄遣いのないようなイベントとして欲しい。	市民フェアは、子どもの読書を地域ぐるみで推進するための啓発事業として検討しているものです。実施にあたっては、地域や学校、関係団体、ボランティア、企業などの参加により、効率な運営に努めてまいります。(第3章Ⅱ-2(2)総合的な啓発活動の推進)
---	--	--

(6) その他

No.	意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	雀宮図書室は児童図書が充実しており、図書室に通い、司書の方から子どもに声をかけてもらったり本の紹介してもらったりしたことが、とてもありがたかったと思っている。	雀宮図書室は、生涯学習センター図書室の中で最も蔵書が多く、また、専任の図書奉仕員を配置しております。今後とも、きめ細かいサービスに努めてまいります。
2	高校では電子辞書を使うのが一般的と聞いているが、辞書を引くことによってページをめくったり、調べたいこと以外のことが目に入る良さもある。不便なものを使うことも意味があると思うので、学校では辞書を使ってはどうか。	電子資料と紙の資料の有用性については様々な見解があるようです。いただいたご意見は、今後子どもの読書活動の推進の参考といたします。
3	市立図書館はおはなし会もあり、休日に子どもを連れて行くのによいが、駐車場が足りず、施設が古い。	図書館周辺の駐車場はいつも混みあっておりますので、明保野公園南側の駐車場の案内をするほか、公共交通機関の利用につきましてもパンフレットや館内掲示をお願いをしております。施設の改修につきましては、今後図書館サービス計画推進の中で検討してまいります。

## 資料8 計画策定の体制

### 第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 本市における子どもの読書活動推進に関する施策及び事業を総合的かつ効果的に推進するにあたり、子どもの読書活動推進に関する法律に基づき、第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、教育次長を、副委員長には教育監をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業班)

第5条 委員会の円滑な運営のため、委員会に作業班を置く。

2 作業班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。

3 班長には、生涯学習課長補佐を、副班長には学校教育課長補佐及び東図書館副館長をもって充てる。

4 班員は、別表に掲げる者が指名する者をもって充てる。

5 作業班の会議は、必要に応じて班長が招集し、これを主宰する。

6 作業班の所掌事務は、推進計画案の作成に関することとする。

7 班長は、必要があると認められるときは、会議に班員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習課及び図書館において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

別表

政策審議室長	地区行政課長	みんなでまちづくり課長	子ども未来課長		
子ども家庭課長	保育課長	教育企画課長	学校管理課長	学校教育課長	生涯学習課長
文化課長	教育センター所長	図書館長	中央生涯学習センター所長		

## 第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

委員長	教育次長	高井 徹
副委員長	教育監	鈴木 宗子
委員	政策審議室長	柴田 賢司
	地区行政課長	鈴木 光雄
	子ども未来課長	増 渕 尚江
	保育課長	青 柳 雅夫
	教育企画課長	篠塚 茂夫
	学校管理課長	伊 沢 敬一
	学校教育課長	水 越 久夫
	生涯学習課長	高 橋 雪子
	文化課長	檜 原 貞亮
図書館長	中 村 昭夫	
中央生涯学習センター所長	浦 野 孝夫	

## 第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画策定委員会作業班名簿

班 長	生涯学習課	課長補佐	會 澤 和 貴
副班長	学校教育課	課長補佐	菊 池 康 夫
	東図書館	副館長	山 口 由 美
班 員	政策審議室計画行政グループ	総括主査	伊 藤 仁 美
	地区行政課地区行政グループ	係長	田 代 丞
	子ども未来課健全育成グループ	主任	佐 藤 真 幸
	保育課事業支援グループ	係長	岡 田 比佐子
	教育企画課管理グループ	係長	天 谷 勝 也
	学校教育課指導グループ	係長	糸 川 佳寿子
	学校管理課管理グループ	係長	鶴 見 幸 子
	文化課文化振興グループ	係長	鈴 木 光 世
	東図書館	主任	財 川 明 子
	上河内図書館	主任	吉 井 美 賛
	河内図書館	主任	稲 葉 理 香
中央生涯学習センター	副所長	塩 田 進	
事務局	生涯学習課生涯学習グループ	係長	細 内 千佳子
	〃	主任	山 崎 正 士
	〃 管理グループ	主任	中 里 恵 子
	〃 家庭教育グループ	主任	渡 辺 美 紀
	〃 地域教育グループ	主任	増 渕 裕 文
	図書館館外奉仕グループ	課長	青 山 久 実
〃	主任	戸 崎 君 枝	





[発行・編集]

宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL : 028-632-2677

FAX : 028-632-2675

E-mail : [u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp)

宇都宮市立図書館

〒320-0845

栃木県宇都宮市明保野町7番57号

TEL : 028-636-0231

FAX : 028-639-0740

E-mail : [tosyokan@lib-utsunomiya.jp](mailto:tosyokan@lib-utsunomiya.jp)

